

大 郷 町

障 害 者 福 祉 計 画

第 4 次 障 害 者 基 本 計 画

第 7 期 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和 6 年 3 月
大 郷 町

はじめに

本町では、平成 30 年 3 月に町の障がい福祉施策を総合的に推進するための基本計画として「第 3 次障害者基本計画」を、令和 3 年 3 月には、障害福祉サービス分野の実施計画となる「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、共生社会の実現を目指し、さまざまな障がい福祉施策に取り組んでまいりました。



この度、これらの計画期間が満了するにあたり、当町のこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新たに「大郷町障害者計画(令和 6 年度から令和 11 年度)」及び「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(令和 6 年度から令和 8 年度)」を一体的に策定いたしました。これらの計画では、国の第 5 次障害者基本計画や上位計画である大郷町総合計画との整合を図りながら「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念に掲げております。

少子高齢化の進行、人口減少による過疎化や産業の衰退、大規模な自然災害の発生など私たちを取り巻く環境は変化しておりますが、今後も住み慣れた地域社会の中で豊かな日常生活を送り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。さらに、計画をより実効性のあるものとするために、障がい福祉に携わっている方々や町民の皆さまとの連携・協働を図りながら、計画を着実に推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、さまざまな視点から計画内容をご審議いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大郷町障害者基本計画等推進協議会」の委員の皆さま、関係各団体等、計画策定にご尽力を賜りました皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

大郷町長 田 中 学

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1編 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の概要	3
2 障がい者関連法令・制度の動向	4
(1) 障害者総合支援法	4
(2) 障害者雇用促進法	4
(3) 障害者差別解消法	4
(4) 医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律	4
(5) 障害者活躍推進プラン	5
(6) 社会福祉法	5
(7) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	5
(8) SDGs（持続可能な開発目標）について	6
3 これからの障がい者施策の方向性	7
(1) 基本指針見直しの主な事項	7
(2) 成果目標（令和8年度末の目標）	8
4 計画の位置づけ	10
(1) 計画の性格	10
(2) 各種計画との関係	11
(3) 計画の期間	11
5 計画の対象者	12
第2章 障がい者を取り巻く状況	13
1 大郷町の障がいのある人を取り巻く状況	13
(1) 総人口の推移	13
(2) 世帯数の推移	14
(3) 障がい者の状況	15
(4) 医療費制度の利用状況	19
(5) 各種福祉手当支給状況	20
(6) 身体障がい者の補装具費の支給状況	20
2 大郷町障がい者計画等策定のためのアンケート調査結果概要	21
(1) 調査の目的	21
(2) 調査対象者	21
(3) 調査方法及び調査期間	21
(4) 回収結果	21
(5) 調査結果の概要	22

3	事業所及び療育・保育・教育機関アンケート調査結果概要	30
(1)	調査の目的	30
(2)	調査対象者	30
(3)	調査方法及び調査期間	30
(4)	回収結果	30
(5)	調査結果の概要	30
第3章	計画の基本的な方向	33
1	基本理念	33
2	基本方針	35
(1)	基本方針	35
(2)	施策展開における基本的な視点	35
3	施策体系	36
4	障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系	37
第2編	障害者基本計画	39
基本方針1	「ノーマライゼーション」の推進【理解促進】	41
(1)	障がいへの理解・差別の解消	41
(2)	福祉教育の充実	42
(3)	権利擁護の推進と虐待の防止	42
基本方針2	地域でともに支え合う体制の整備【地域・保健・医療の連携】	44
(1)	地域福祉の推進	44
(2)	障がい者団体の活性化	44
(3)	保健・医療サービスの充実	45
基本方針3	自立した生活の支援【相談、福祉サービス、生活支援】	47
(1)	相談体制の充実	47
(2)	障害福祉サービスの充実	48
(3)	地域生活支援の充実	49
(4)	経済的な支援の充実	50
基本方針4	地域でともに学ぶ教育・育成の充実【保育、教育】	51
(1)	特別支援教育の充実	51
(2)	就学前教育・保育の充実	52
基本方針5	雇用・就業の確保【雇用、就業】	53
(1)	一般就労の促進	53
(2)	行政における障がい者雇用対策の強化	54
(3)	福祉的就労の促進	54
基本方針6	安全・安心な生活環境の整備【生活環境の整備】	55
(1)	障がい者にやさしい公共空間の整備	55
(2)	暮らしやすい住宅づくりの促進・住まいの確保	55

(3) 外出手段の確保	56
(4) 円滑なコミュニケーションの支援	56
(5) 生活安全対策の推進	57
基本方針7 一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】	58
(1) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	58
第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画	59
第1章 障害福祉サービスの推進	61
1 自立支援給付	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	63
(3) 居住系サービス	66
(4) 指定相談サービス	67
(5) 自立支援医療	68
(6) 補装具	68
2 地域生活支援事業	69
(1) 理解促進研修・啓発事業	69
(2) 自発的活動支援事業	69
(3) 相談支援事業	70
(4) 成年後見制度利用支援事業	70
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	71
(6) 意思疎通支援事業	71
(7) 手話奉仕員養成研修事業	71
(8) 日常生活用具給付事業	72
(9) 移動支援	73
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	73
第2章 障害児福祉サービスの推進	74
1 障害児通所支援	74
2 障害児相談支援	76
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整	76
第3章 計画の達成目標	77
(1) 施設入所者の地域生活への移行	77
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
(3) 地域生活支援拠点等の整備	79
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	80
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	82
(6) 相談支援体制の充実・強化等	84
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	85

(8) 発達障がい者等に対する支援	86
第4編 計画の推進にあたって	87
1 計画の推進における基本姿勢	89
(1) 障がいを理由とする差別の解消	89
(2) 障害者の虐待防止	89
(3) サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実	89
2 計画推進における役割分担	90
(1) 障がいのある人の自立と連携	90
(2) 町の役割	90
(3) 地域社会の役割	90
(4) 町民の役割	90
(5) 関係団体の役割	90
3 計画推進に向けた多様な連携の推進	91
(1) 施策相互の連携・ネットワーク化	91
(2) 地域のネットワーク強化	91
(3) 就労支援の強化	91
(4) 切れ目のない支援体制づくり	92
(5) 国・県との連携	92
(6) 財源の確保	92
4 計画の進行管理体制	93
(1) 計画の進行管理と評価	93
(2) 庁内における進捗評価の体制	94
(3) 専門的人材の育成・確保	94
(4) 計画の実施状況の公表	94
5 計画の普及・啓発の推進	95
(1) 地域社会の理解促進	95
(2) 障がいのある人のニーズ把握・反映	95
資料編	97
1 大郷町障害者基本計画等推進協議会設置要綱	99
2 大郷町障害者基本計画等推進協議会委員名簿	101
3 用語集	102

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

大郷町（以下、「本町」という。）の障がいのある人を取り巻く状況は日々変化し、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。さらに平成28（2016）年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることとされています。

令和5（2023）年3月、国は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める」を基本理念とする「第5次障害者基本計画」を閣議決定しました。

本町では平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とする「第3次障害者基本計画」と、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた「大郷町障害福祉計画」を策定しており、この間に人口減少及び少子高齢化の進行、大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ICT（情報通信技術）に代表される先端技術の発展など、取り巻く環境は大きく変化しました。また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

こうした変化などに的確に対応するため、また、令和5（2023）年度に計画期間が終了することから、国等の動きを踏まえ、本町における障がい者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障がい者施策の方向性、サービス目標量等を定めるため、「第4次障害者基本計画」と、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた「大郷町障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障がい者関連法令・制度の動向

(1) 障害者総合支援法

障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です。

令和4(2022)年10月には、障害者等の希望する生活の実現に向けて法律の一部改正案が提出されました。

(2) 障害者雇用促進法

障害者の職業生活における自立を促す取り組みを行うことで、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

平成30(2018)年の改正では、障害者への差別の禁止及び障害者が職場で働きやすくすること、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等とされました。

令和元(2019)年及び令和2(2020)年の改正では、短時間労働以外が困難な障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、障害者の雇用状況の的確な把握等を行うこととされ、段階的に施行されました。

(3) 障害者差別解消法

障害の有無に関わらず、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

令和3(2021)年の改正では、差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対して社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、差別を解消するための取り組みを強化することとされました。

(4) 医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族への支援について、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止及び安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的として、令和3(2021)年に施行されました。

(5) 障害者活躍推進プラン

障害のある人が個性や能力を活かして活躍できる場のより一層の拡大を目指し、障害者雇用の推進や学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている施策の中で、より重点的に進めるべきものとして打ち出されたものです。

令和2（2020）年7月には6つの政策プランに加え、「障害のある人の大学等の学びを支援する ～高等教育の学びの推進プラン～」が発表されました。

障害者活躍推進プラン 概要	
◇1	障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用促進プラン～
◇2	発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～
◇3	障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～
◇4	障害のある人の文化芸術活動の学びを支える ～障害者による文化芸術活動推進プラン～
◇5	障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～
◇6	障害のある人が教師等として活躍することを推進する ～教育委員会における障害者雇用促進プラン～
◇7	障害のある人の大学等の学びを支援する ～高等教育の学びの推進プラン～【新規】

(6) 社会福祉法

福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の健全な発達等を目的とした法律です。

令和3（2021）年の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、重層的支援体制整備事業が創設されました。

(7) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として令和4（2022）年に公布・施行されました。

年	動 き
平成 30 (2018) 年	障害者雇用促進法の一部改正
平成 31 (2019) 年	障害者活躍推進プラン 公表 障害者雇用促進法の一部改正
令和 2 (2020) 年	障害者雇用促進法の一部改正
令和 3 (2021) 年	社会福祉法の改正 障害者差別解消法の改正 医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律 施行
令和 4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 公布・施行

(8) SDGs (持続可能な開発目標) について

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、SDGs の「誰一人取り残さない」という視点を持ち、障がい者施策を推進することにより、SDGs の達成に寄与します。



3 これからの障がい者施策の方向性

国は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するにあたっての基本的な方針を示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を定めることとされています。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するにあたって、近年の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、基本指針が以下のとおり改正されており、これを踏まえ計画を策定する必要があります。

(1) 基本指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT（情報通信技術）の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

(2) 成果目標（令和8年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
(県で設定)

③ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1か所以上

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

4 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者基本計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定める計画となっています。

本町においては、「障害者基本計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

< 障害者基本計画 >

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障害者及び障害児のための施策に関する基本的な計画です。

< 障害福祉計画 >

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

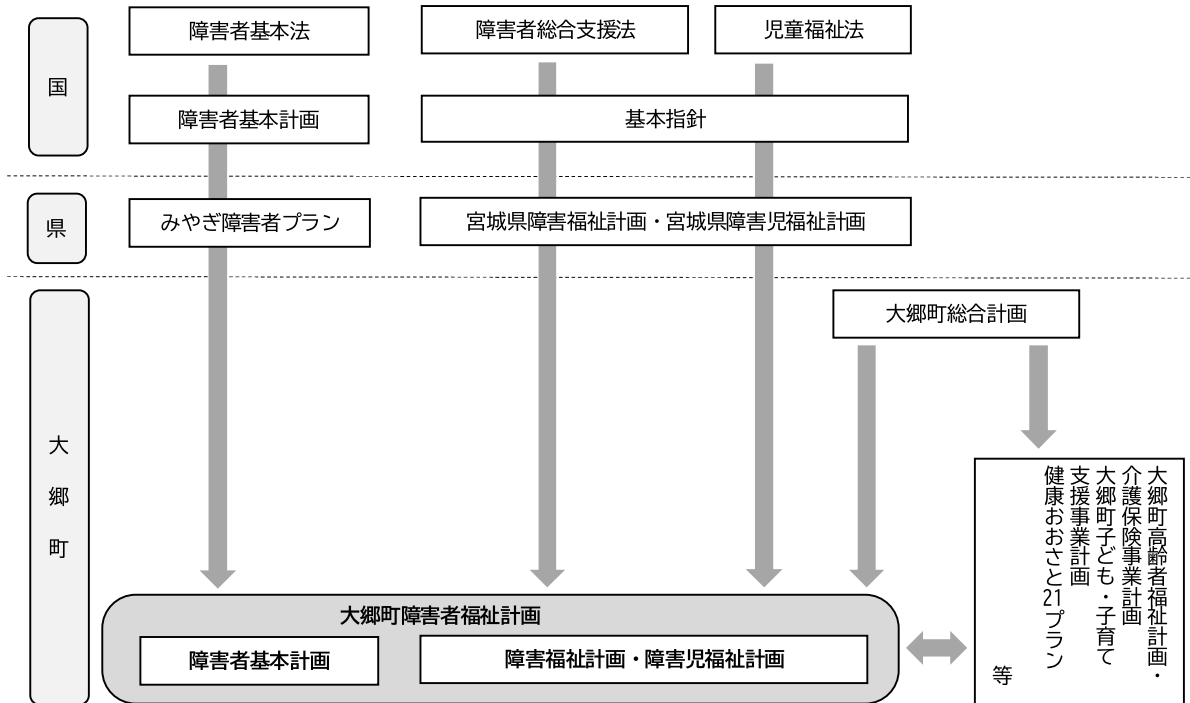
< 障害児福祉計画 >

児童福祉法第33条第20項に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障害児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

(2) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画との整合性に配慮するとともに、周辺市町村との連携を図り、計画の実現を推進します。



(3) 計画の期間

現在の計画である「第3次障害者基本計画」は、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間の計画であり、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の計画となっています。

計画の最終年度である令和5(2023)年度を迎えたことから、計画全体の見直しを行い、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間の計画期間とする「第4次障害者基本計画」、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた本計画を策定します。

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国	障害者基本計画	第5次障害者基本計画					
	宮城県障害福祉計画	第7期・第3期			第8期・第4期		
県	みやぎ障害者プラン	次期みやぎ障害者プラン					
	大郷町総合計画	次期総合計画					
大郷町	大郷町障害者基本計画	第4次障害者基本計画					
	大郷町障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
	大郷町障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

5 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい者（児）、知的障がい者（児）・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等の新たな障がいも対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての町民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全町民を対象としています。

○ 障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○ 障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○ 児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○ 発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 大郷町の障がいのある人を取り巻く状況

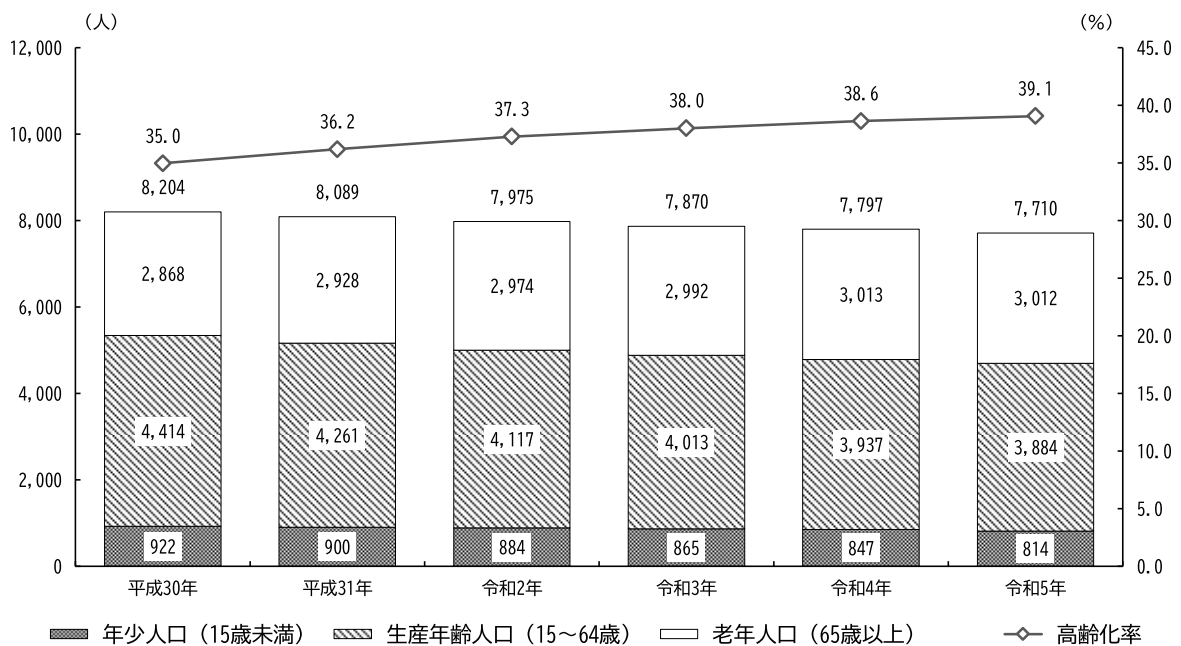
(1) 総人口の推移

住民基本台帳における本町の人口は減少傾向にあり、平成30(2018)年から令和5(2023)年までの5年間で494人(6.0%)減少し、令和5(2023)年4月1日現在で7,710人となっています。

平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて、年齢3区分別にみると、「年少人口」、「生産年齢人口」は減少傾向にある一方、「老年人口」は増加傾向にあり、令和5(2023)年4月1日現在で3,012人、高齢化率は39.1%まで上昇しています。

このように、本町においても人口減少、少子高齢化が進行しています。

■ 年齢3区分別人口・構成比、高齢化率の推移



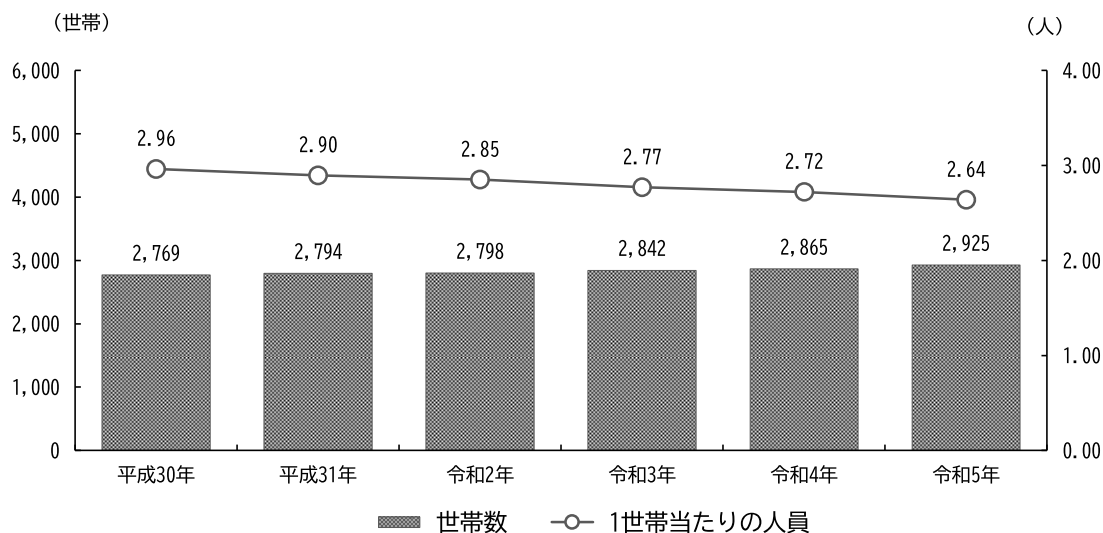
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人数	8,204	8,089	7,975	7,870	7,797	7,710
	構成比 (%)						
年少人口 (15歳未満)	人数	922	900	884	865	847	814
	構成比 (%)	11.2	11.1	11.1	11.0	10.9	10.6
生産年齢人口 (15~64歳)	人数	4,414	4,261	4,117	4,013	3,937	3,884
	構成比 (%)	53.8	52.7	51.6	51.0	50.5	50.4
老年人口 (65歳以上)	人数	2,868	2,928	2,974	2,992	3,013	3,012
	構成比 (%)	35.0	36.2	37.3	38.0	38.6	39.1

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

住民基本台帳における本町の世帯数は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在で 2,925 世帯となっています。1 世帯当たりの人員は平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけて減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在で 2.64 人まで減少していることから、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■ 世帯数、1 世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 障がい者の状況

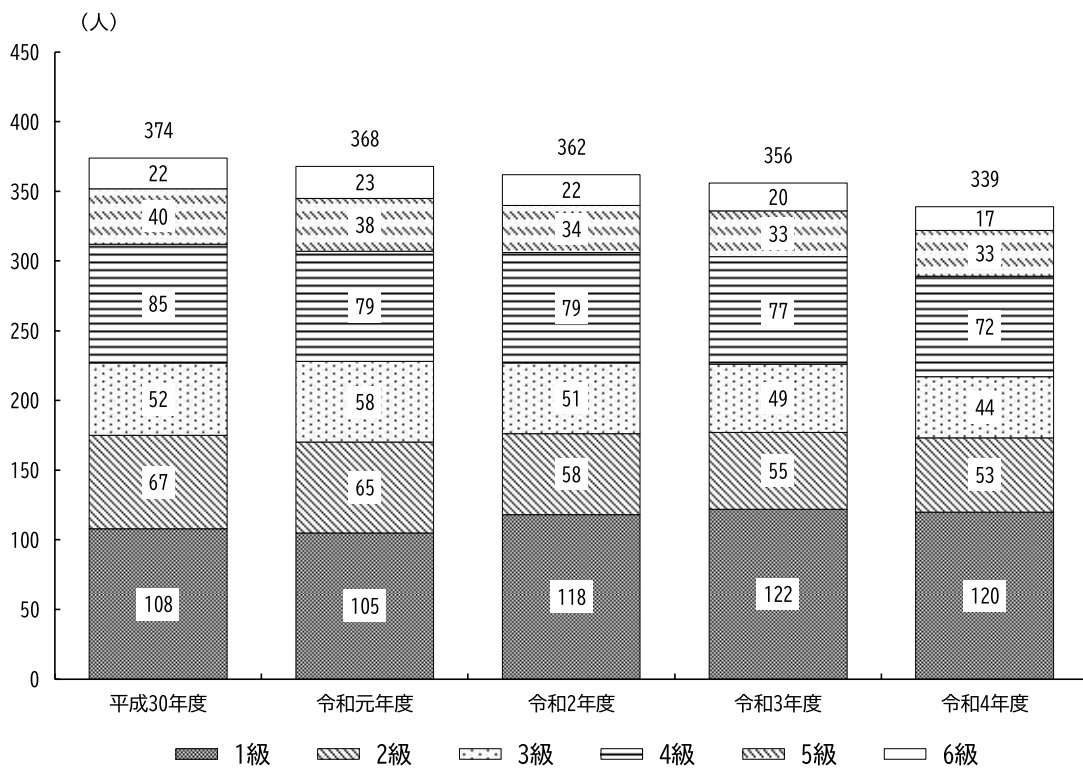
① 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて減少傾向にあり、令和4(2022)年度末現在で339人となっています。

等級別にみると、「1級」が最も多く、令和2(2020)年度以降は身体障害者手帳所持者数全体の3割以上となっています。

年齢別にみると、「65歳以上」が最も多く、身体障害者手帳所持者数全体の7割以上となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



■ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者数		374	368	362	356	339
18歳未満	人数	4	4	4	5	4
	構成比 (%)	1.1	1.1	1.1	1.4	1.2
18-64歳	人数	90	85	83	82	77
	構成比 (%)	24.1	23.1	22.9	23.0	22.7
65歳以上	人数	280	279	275	269	258
	構成比 (%)	74.9	75.8	76.0	75.6	76.1

出典：保健福祉課（各年度末現在）

障がい種別にみると、「肢体不自由」、「内部障害」が多く、「肢体不自由」は身体障害者手帳所持者数全体の5割以上となっています。

■ 障がい種別身体障害者手帳所持者数・構成比の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者数		374	368	362	356	339
視覚障害	人数	20	20	16	17	17
	構成比(%)	5.3	5.4	4.4	4.8	5.0
聴覚・平衡機能障害	人数	31	32	30	27	23
	構成比(%)	8.3	8.7	8.3	7.6	6.8
音声・言語障害	人数	1	1	2	3	4
	構成比(%)	0.3	0.3	0.6	0.8	1.2
肢体不自由	人数	210	198	196	187	178
	構成比(%)	56.1	53.8	54.1	52.5	52.5
内部障害	人数	112	117	118	122	117
	構成比(%)	29.9	31.8	32.6	34.3	34.5

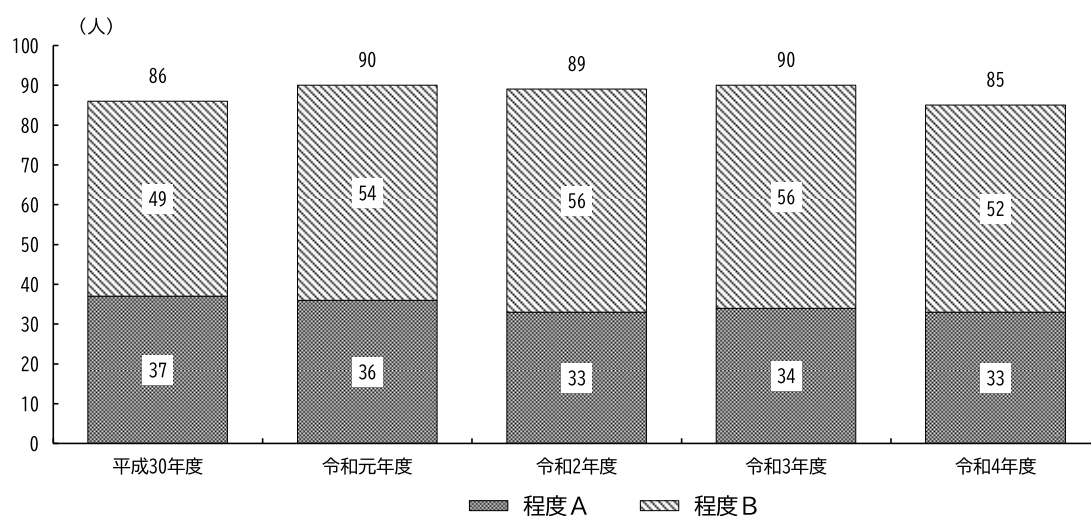
出典：保健福祉課（各年度未現在）

② 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数についてみると、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度にかけて増減推移がみられ、令和4（2022）年度末現在で85人となっています。

また、程度別にみると、「程度B」が多く、令和元（2019）年度以降は療育手帳所持者数全体の6割以上となっています。

■ 程度別療育手帳所持者数の推移



出典：保健福祉課（各年度未現在）

年齢別にみると、「18-64 歳」が最も多く、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までは療育手帳所持者数全体の 6 割以上となっており、令和 4（2022）年度では療育手帳所持者数全体の 5 割以上となっています。

■ 年齢別療育手帳所持者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳所持者数		86	90	89	90	85
18歳未満	人 数	14	18	19	23	21
	構成比 (%)	16.3	20.0	21.3	25.6	24.7
18-64歳	人 数	60	58	57	54	50
	構成比 (%)	69.8	64.4	64.0	60.0	58.8
65歳以上	人 数	12	14	13	13	14
	構成比 (%)	14.0	15.6	14.6	14.4	16.5

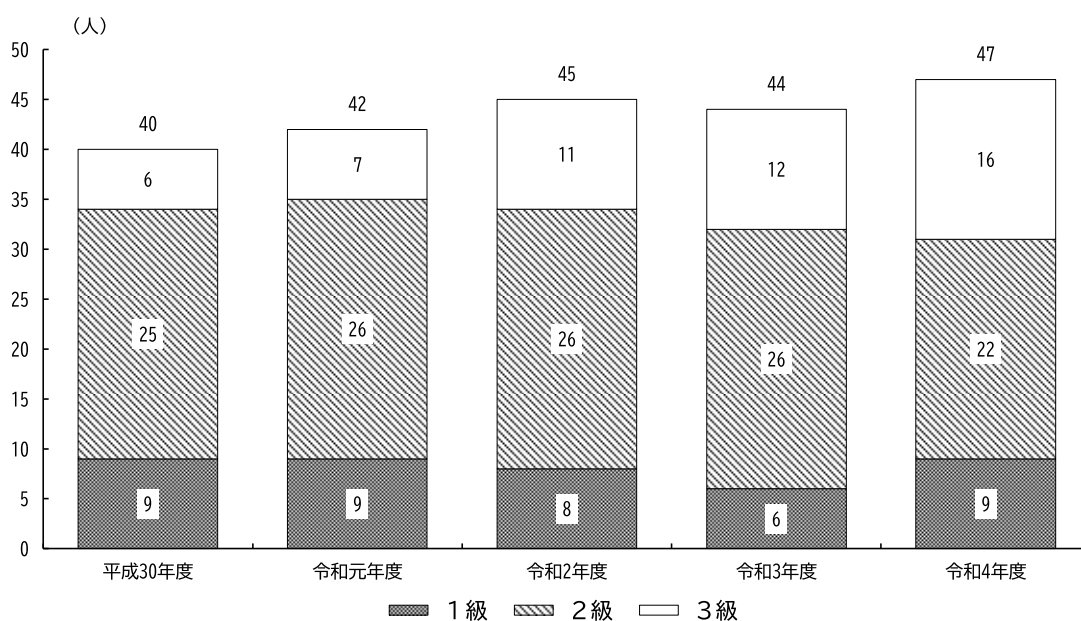
出典：保健福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて概ね増加傾向にあり、令和 4（2022）年度末現在で 47 人となっています。

また、等級別にみると、「2 級」が最も多く、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までは精神障害者保健福祉手帳所持者数全体の半数以上となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：保健福祉課（各年度末現在）

年齢別にみると、「18-64歳」が最も多く、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度、令和4(2022)年度においては精神障害者保健福祉手帳所持者数全体の8割以上となっています。

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数		40	42	45	44	47
18歳未満	人数	0	0	0	0	0
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18-64歳	人数	33	34	35	35	41
	構成比(%)	82.5	81.0	77.8	79.5	87.2
65歳以上	人数	7	8	10	9	6
	構成比(%)	17.5	19.0	22.2	20.5	12.8

出典：保健福祉課（各年度末現在）

④ 町内小・中学校の状況

町内小学校の特別支援学級等の児童数についてみると、令和4(2022)年5月1日現在で46人(通級による指導30人)、町内中学校については、令和4(2022)年5月1日現在で4人となっています。

■ 特別支援学級等の児童生徒数の推移

			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
町内小学校			60	55	55	47	46
特別支援学級	知的障害	人数	3	4	6	6	6
	自閉・情緒	人数	11	13	10	12	10
	病虚弱	人数	2	0	0	0	0
通級による指導	LD等	人数	28	24	21	15	16
	言語	人数	16	14	18	14	14
町内中学校			5	6	4	2	4
特別支援学級	知的障害	人数	4	3	3	1	2
	自閉・情緒	人数	1	2	0	0	2
	病虚弱	人数	0	1	1	1	0
計			65	61	59	49	50

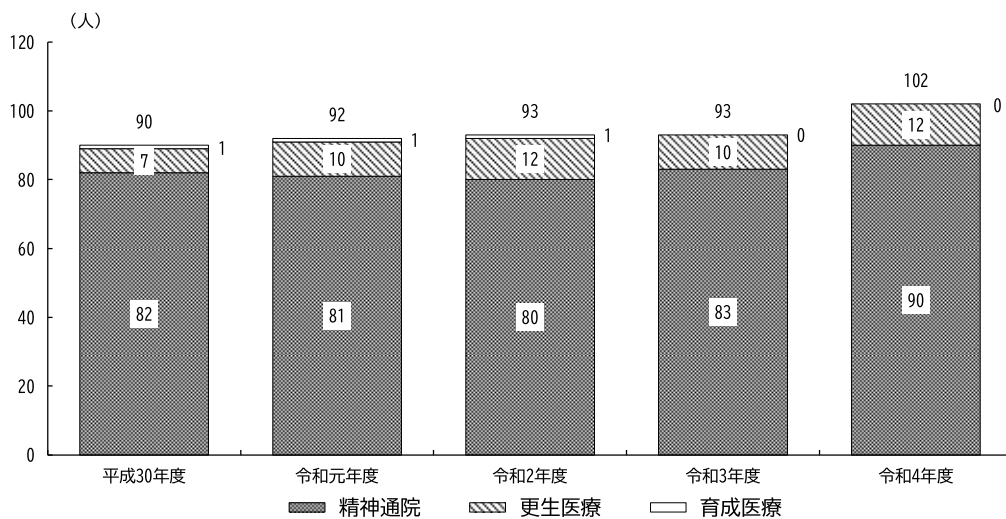
出典：教育委員会（各年度5月1日現在）

(4) 医療費制度の利用状況

① 自立支援医療の利用状況

自立支援医療の利用状況を見ると、「精神通院」の利用の方が最も多く、平成30（2018）年度には自立支援医療の実利用者数全体の9割以上、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度においては自立支援医療の実利用者数全体の8割以上となっています。

■ 自立支援医療の実利用者数の推移

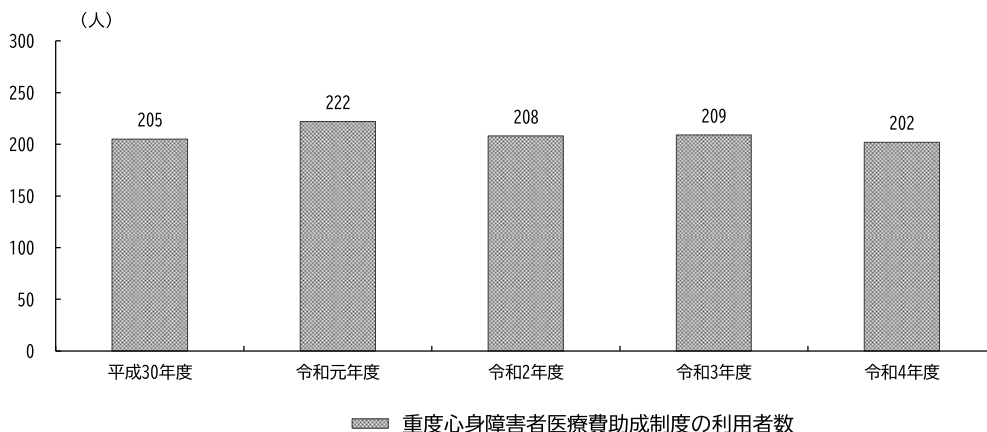


出典：保健福祉課・町民課（各年度末現在）

② 重度心身障害者医療費助成制度の利用状況

重度心身障害者医療費助成制度の利用状況を見ると、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度にかけて増減推移がみられ、令和4（2022）年度末現在で202人となっています。

■ 重度心身障害者医療費助成制度の利用者数の推移

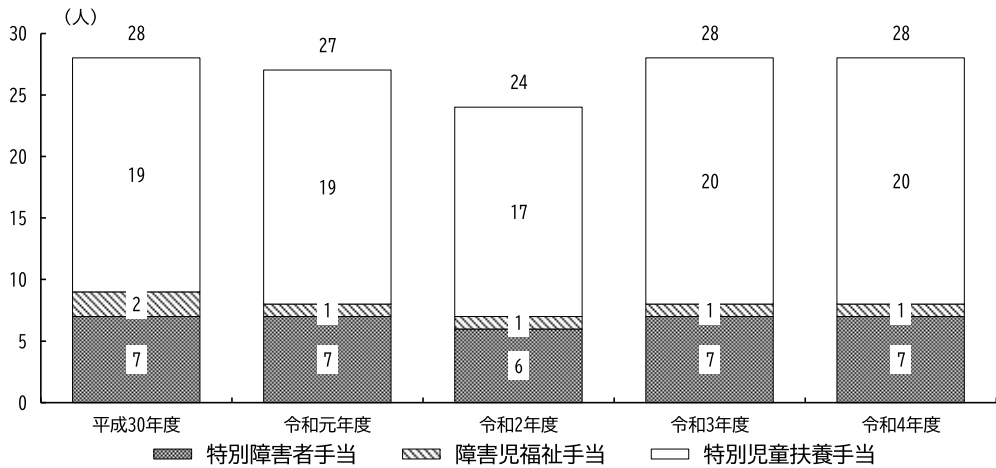


出典：町民課（各年度末現在）

(5) 各種福祉手当支給状況

各種福祉手当支給状況をみると、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて「特別児童扶養手当」が最も多く、令和 4（2022）年度末現在で 20 人となっています。

■ 各種福祉手当支給者数の推移



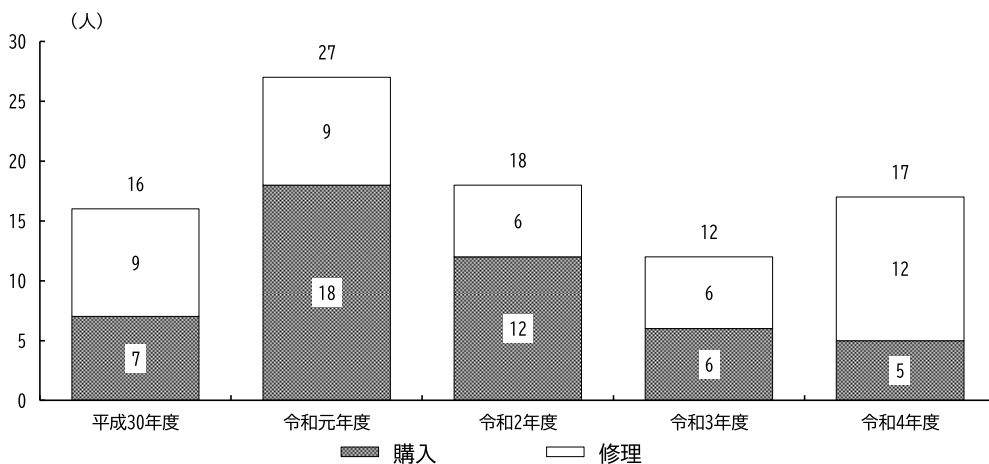
出典：保健福祉課・町民課（各年度末現在）

(6) 身体障がい者の補装具費の支給状況

平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて身体障がい者の補装具費の支給状況をみると、令和元（2019）年度は 27 件と最も多く、「購入」が 18 件、「修理」が 9 件となっています。

令和 4（2022）年度では 17 件となっており、「購入」が 5 件、「修理」が 12 件です。

■ 身体障がい者の補装具費の支給件数の推移



出典：保健福祉課（各年度末現在）

2 大郷町障がい者計画等策定のためのアンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

大郷町障害者計画等策定のためのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）は、令和6年度（2024）を初年度とする「大郷町第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況、障がい福祉施策に対する意向などをお聞きし、計画策定の基礎資料とするために実施いたしました。

(2) 調査対象者

大郷町にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、自立支援医療（精神）を利用されている方、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の障害福祉サービスを利用されている方ご本人及び、介護をされているご家族

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配付・郵送回収

調査期間：令和5年6月16日～7月10日

(4) 回収結果

アンケート調査の調査票の配付数、有効回収数、有効回収率は以下のとおりです。

配付数	有効回収数	有効回収率
464票	219票	47.2%

(5) 調査結果の概要

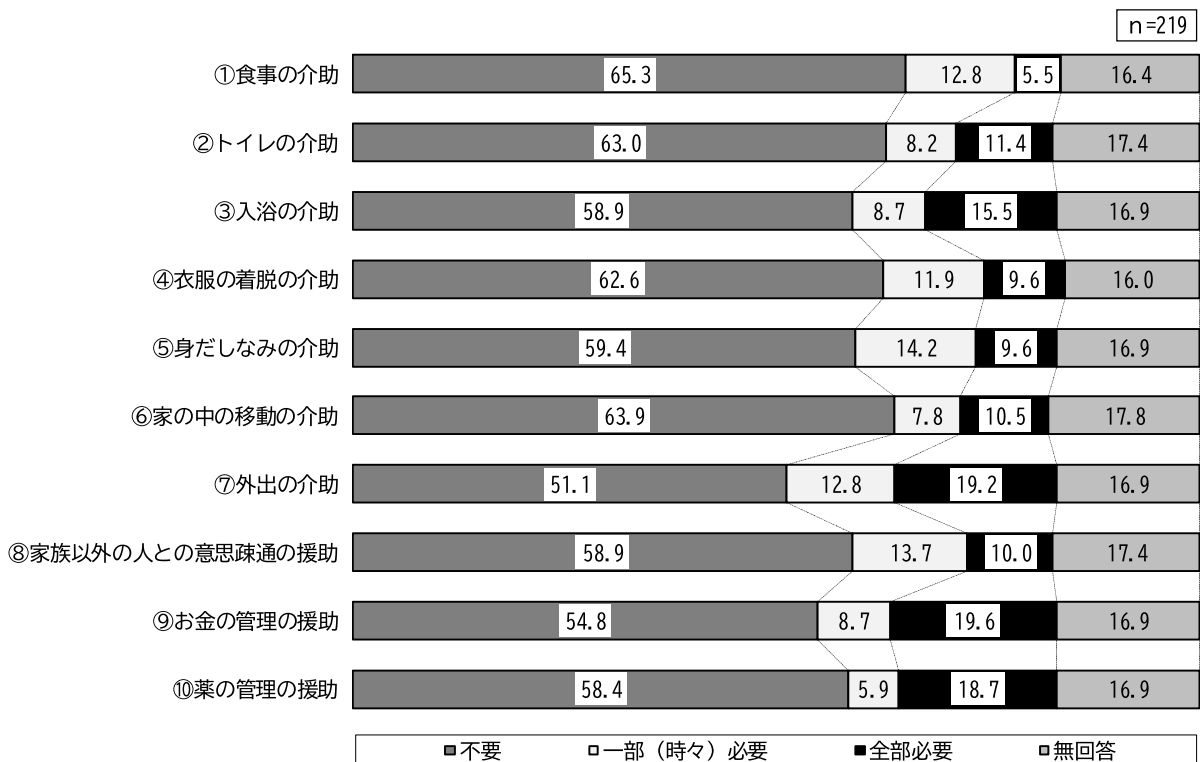
「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。(以下同様。)

① 日常生活の中で必要な支援について

「全部必要」の割合が高い項目は、「⑨お金の管理の援助」(19.6%)、「⑦外出の介助」(19.2%)、「⑩薬の管理の援助」(18.7%)となっています。

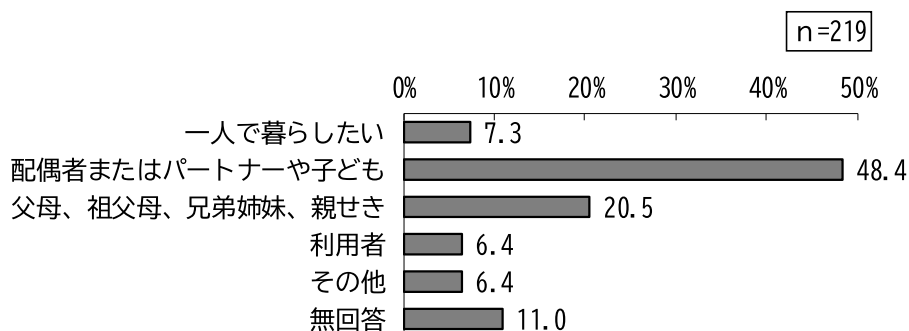
「一部(時々)必要」の割合が高い項目は、「⑤身だしなみの介助」(14.2%)、「⑧家族以外の人との意思疎通の援助」(13.7%)、「①食事の介助」、「⑦外出の介助」(ともに12.8%)となっています。

「不要」の割合が高い項目は、「①食事の介助」(65.3%)、「⑥家の中の移動の介助」(63.9%)、「②トイレの介助」(63.0%)となっています。



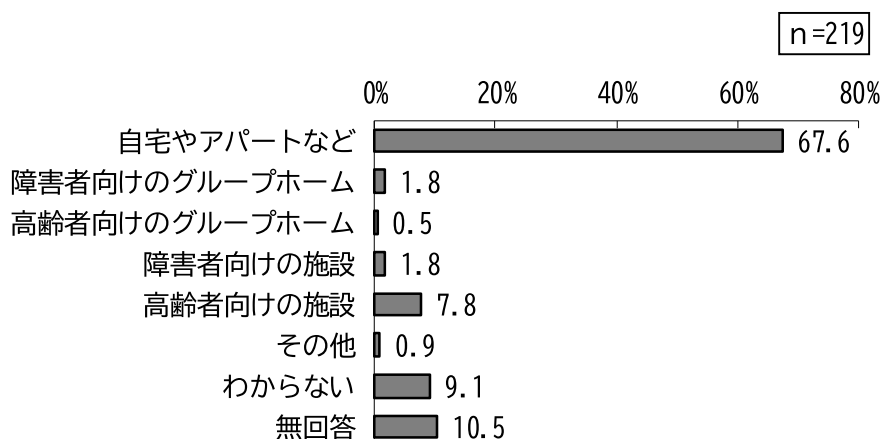
② 一緒に暮らしたい人(今後3年以内)について

一緒に暮らしたい人(今後3年以内)については、「配偶者またはパートナーや子ども」が48.4%と最も多く、「父母、祖父母、兄弟姉妹、親せき」が20.5%、「一人で暮らしたい」が7.3%と続きます。



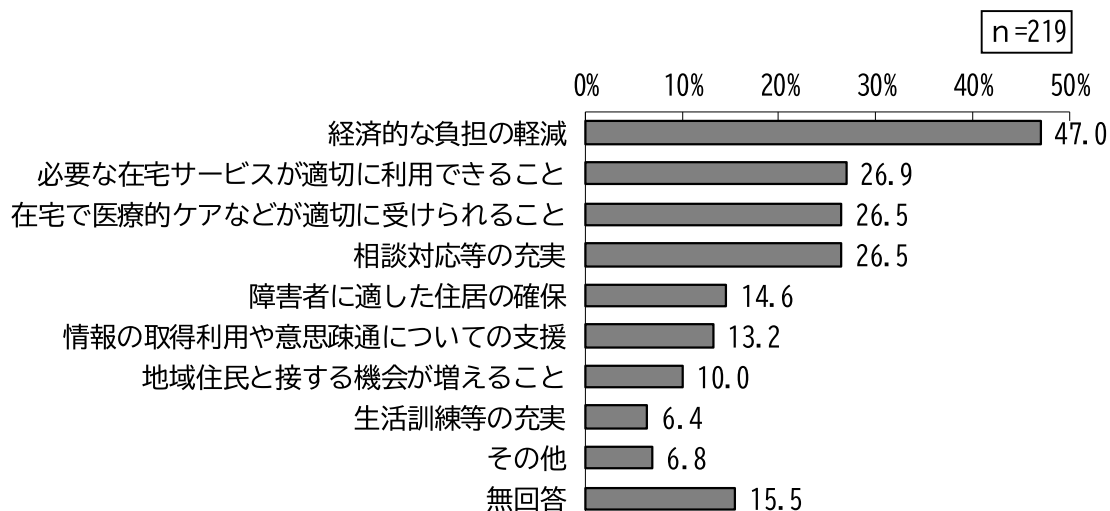
③ 暮らしたい場所（今後3年以内）について

暮らしたい場所（今後3年以内）については、「自宅やアパートなど」が67.6%と最も多く、「わからない」が9.1%、「高齢者向けの施設」が7.8%と続きます。



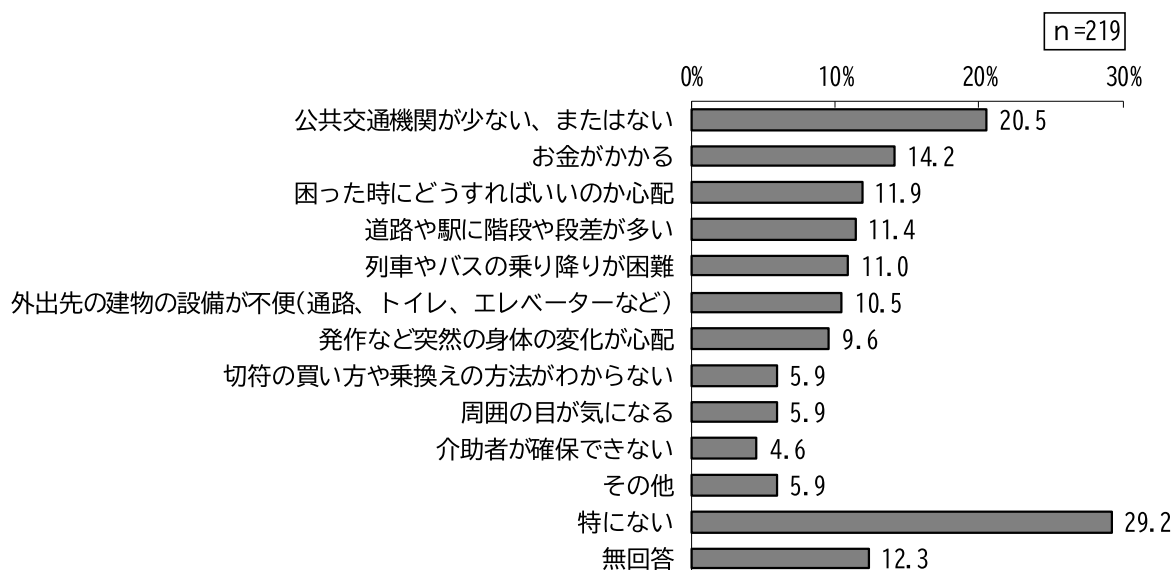
④ 希望する暮らしを送るためにあればよいと思う支援について

希望する暮らしを送るためにあればよいと思う支援については、「経済的な負担の軽減」が47.0%と最も多く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が26.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」、「相談対応等の充実」がともに26.5%と続きます。



⑤ 外出する時に困ること、または外出しない理由について

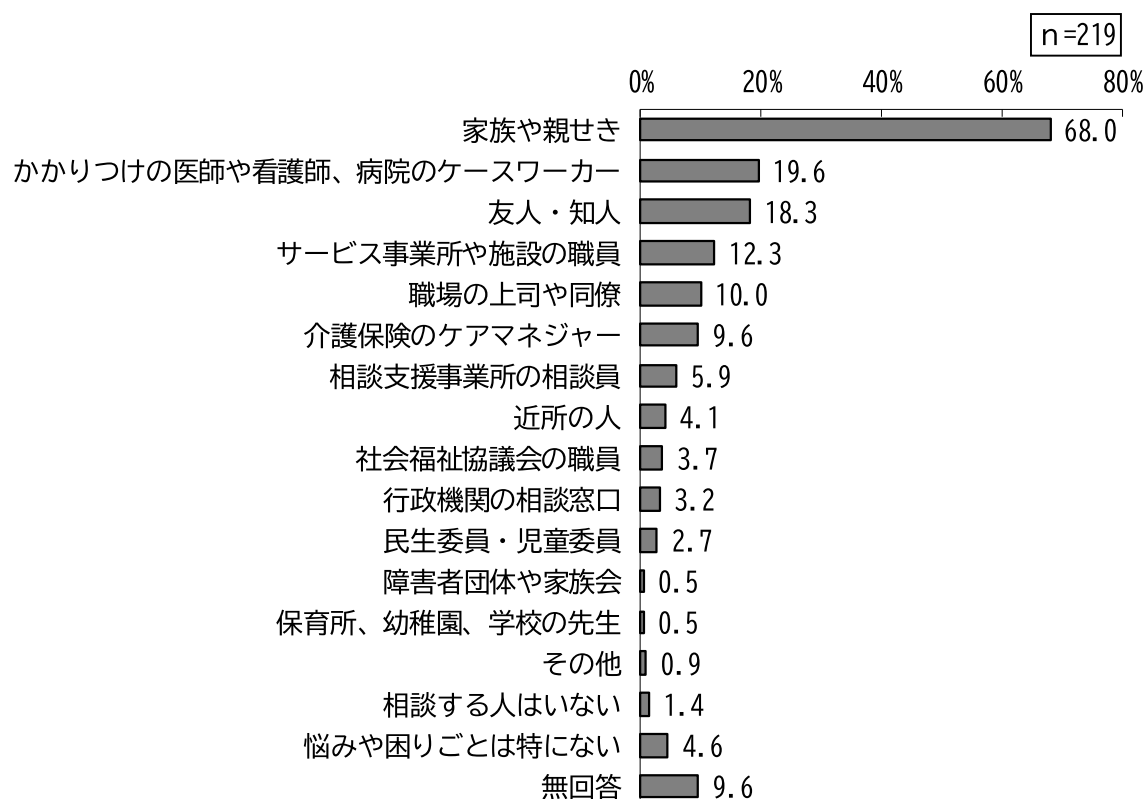
外出する時に困ること、または外出しない理由については、「特にない」が29.2%と最も多く、「公共交通機関が少ない、またはない」が20.5%、「お金がかかる」が14.2%と続きます。



⑥ 悩みや困ったことを相談する相手について

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が68.0%と最も多く、「かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー」が19.6%、「友人・知人」が18.3%と続きます。

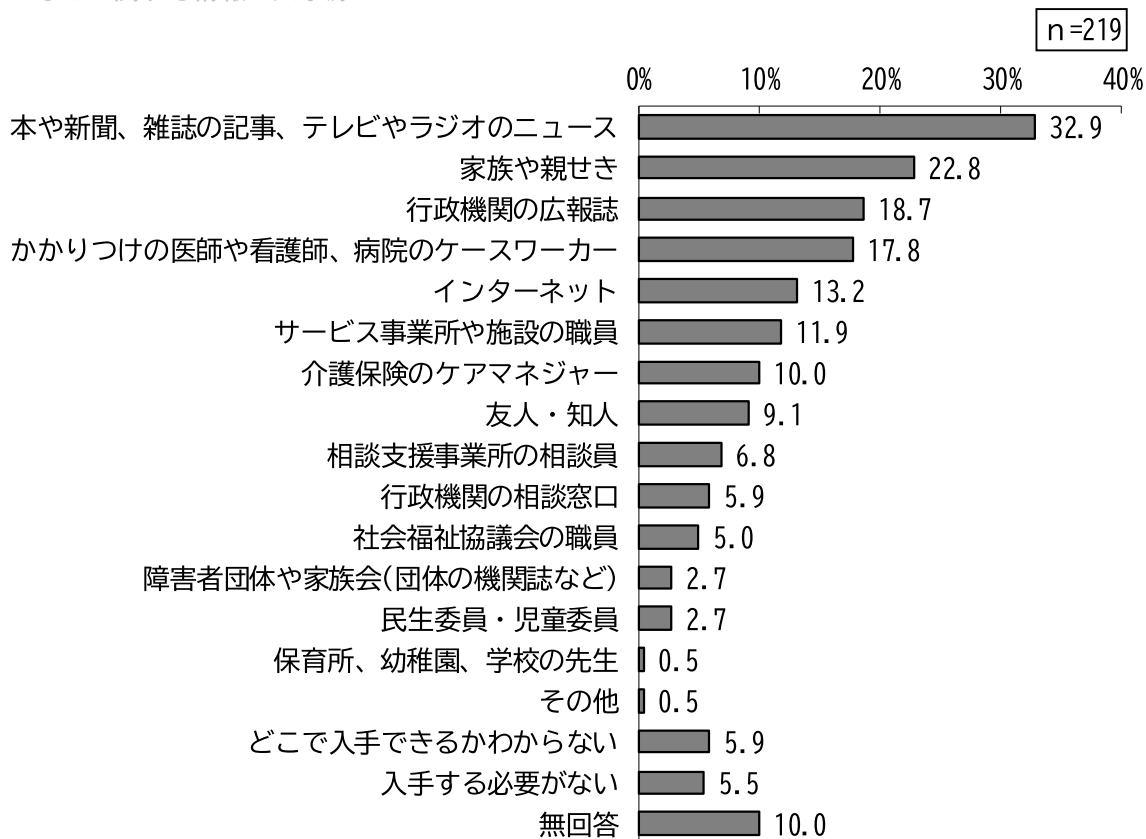
「相談する人はいない」は1.4%となっています。



⑦ 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先について

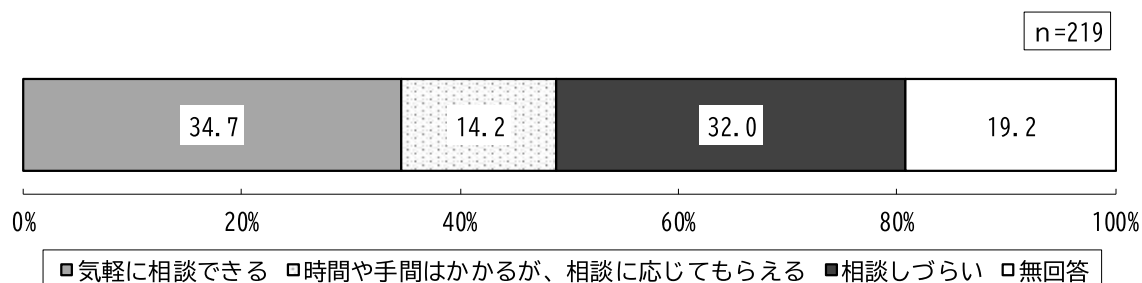
障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.9%と最も多く、「家族や親せき」が22.8%、「行政機関の広報誌」が18.7%と続きます。

「どこで入手できるかわからない」は5.9%となっています。



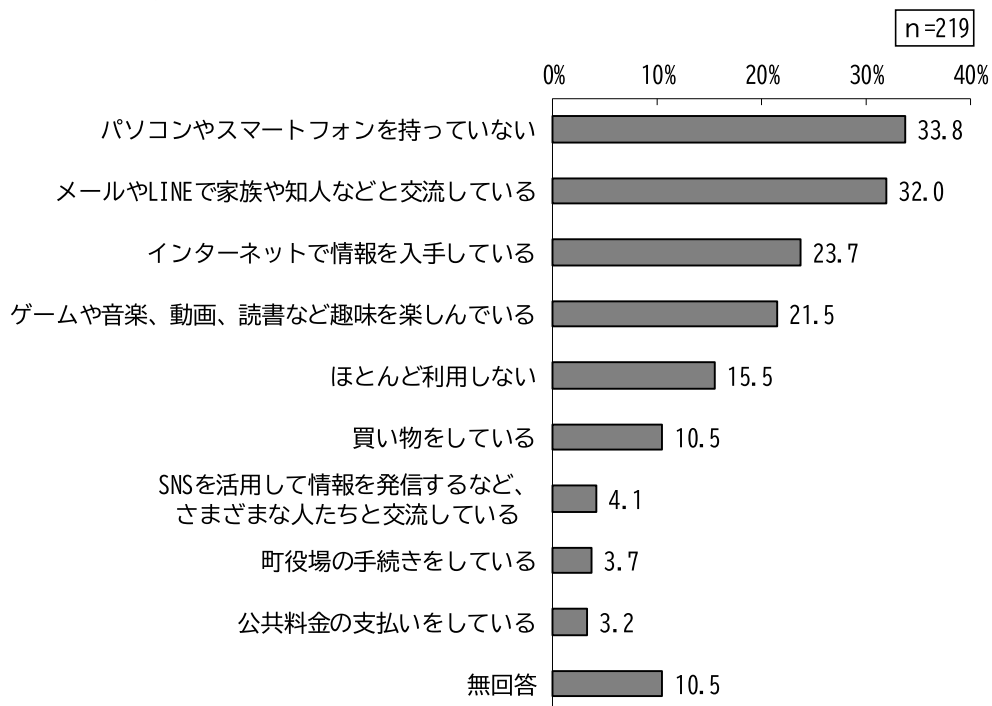
⑧ 町役場の相談窓口や相談支援事業所への相談のしやすさについて

町役場の相談窓口や相談支援事業所への相談のしやすさについては、「気軽に相談できる」が34.7%、「時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる」が14.2%、「相談しづらい」が32.0%となっています。



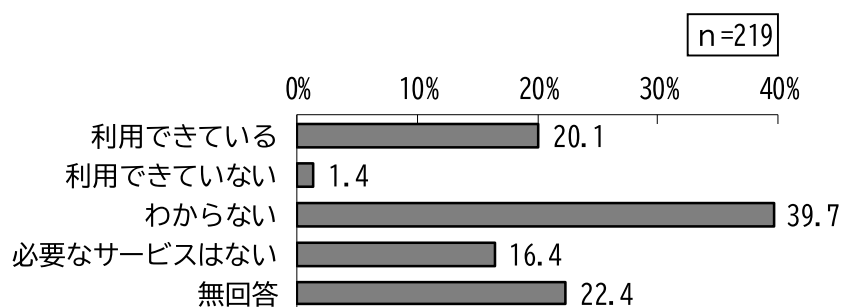
⑨ パソコンやスマートフォンの活用状況について

パソコンやスマートフォンの活用状況については、「パソコンやスマートフォンを持っていない」が33.8%と最も多く、「メールやLINEで家族や知人などと交流している」が32.0%、「インターネットで情報を入手している」が23.7%と続きます。



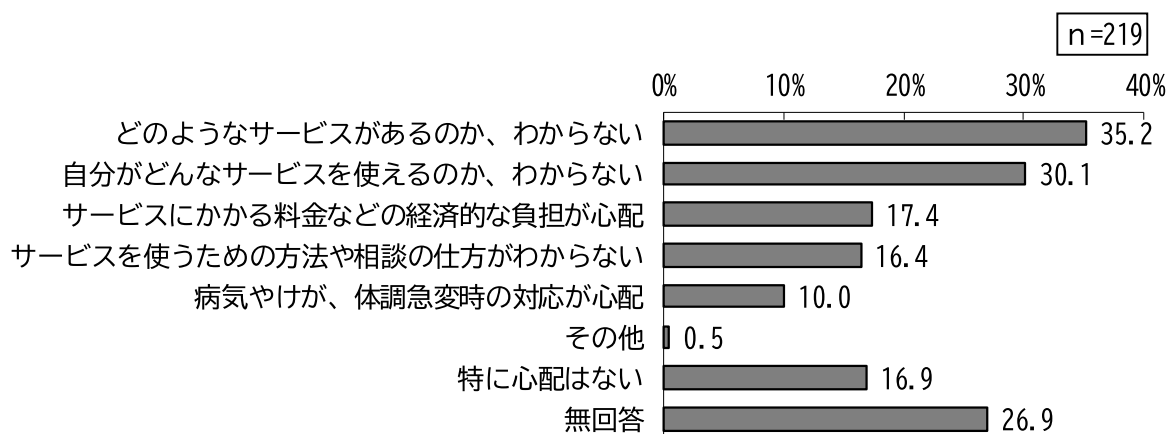
⑩ 必要なサービスを利用できているかについて

必要なサービスを利用できているかについては、「わからない」が39.7%と最も多く、「利用できている」が20.1%、「必要なサービスはない」が16.4%と続きます。



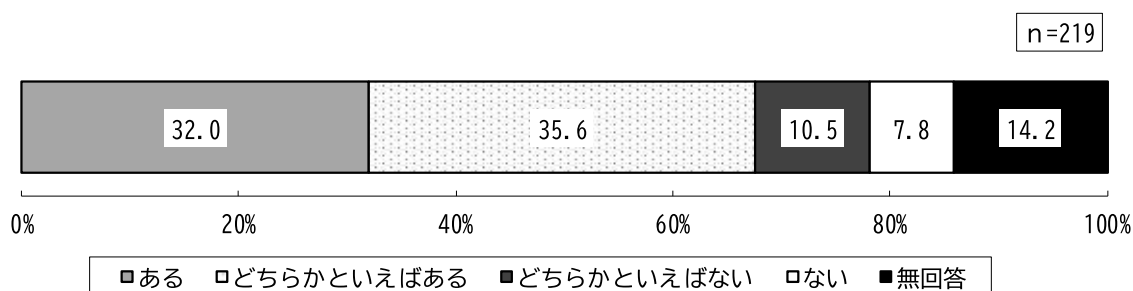
⑪ サービスを利用するときの心配なことについて

サービスを利用するときの心配なことについては、「どのようなサービスがあるのか、わからない」が 35.2%と最も多く、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」が 30.1%、「サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配」が 17.4%と続きます。



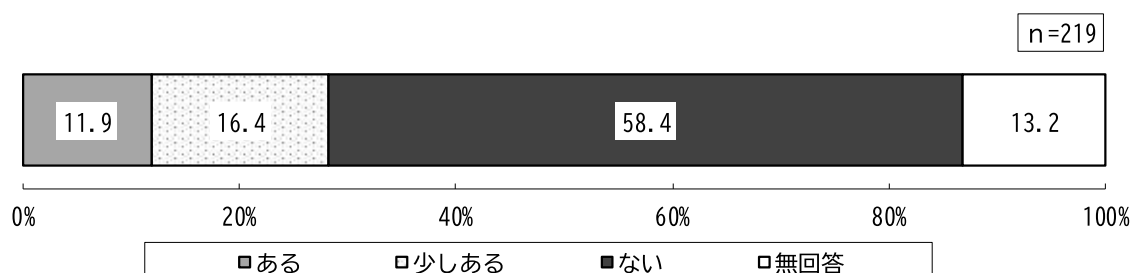
⑫ 周りの人が障がいのある人への関心や理解があると思うかについて

周りの人が障がいのある方への関心や理解があると思うかについては、「どちらかといえばある」が 35.6%と最も多く、「ある」が 32.0%、「どちらかといえばない」が 10.5%と続きます。



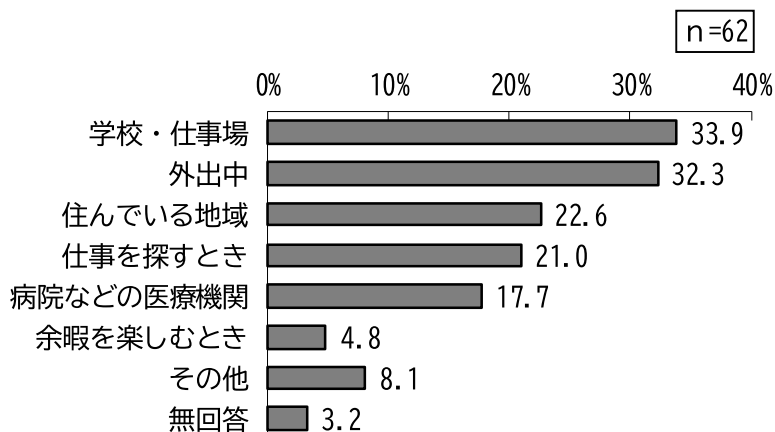
⑬ 差別や嫌な思いをした経験について

差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が 11.9%、「少しある」が 16.4%、「ない」が 58.4%となっています。



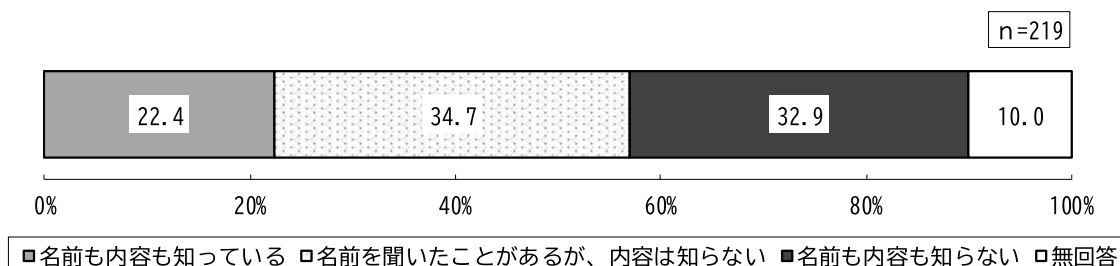
⑭ 差別や嫌な思いをした場面について

差別や嫌な思いをした経験について、「ある」または「少しある」と回答された方（n=62）が差別や嫌な思いをした場面については、「学校・仕事場」が33.9%と最も多く、「外出中」が32.3%、「住んでいる地域」が22.6%と続きます。



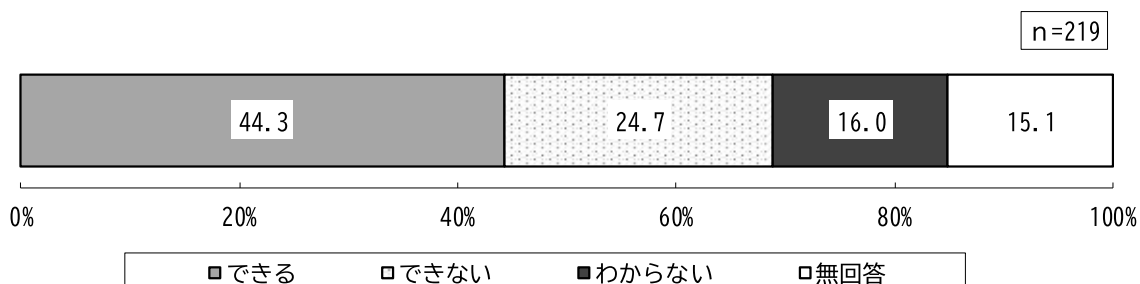
⑮ 成年後見制度の認知度について

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が22.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.7%、「名前も内容も知らない」が32.9%となっています。



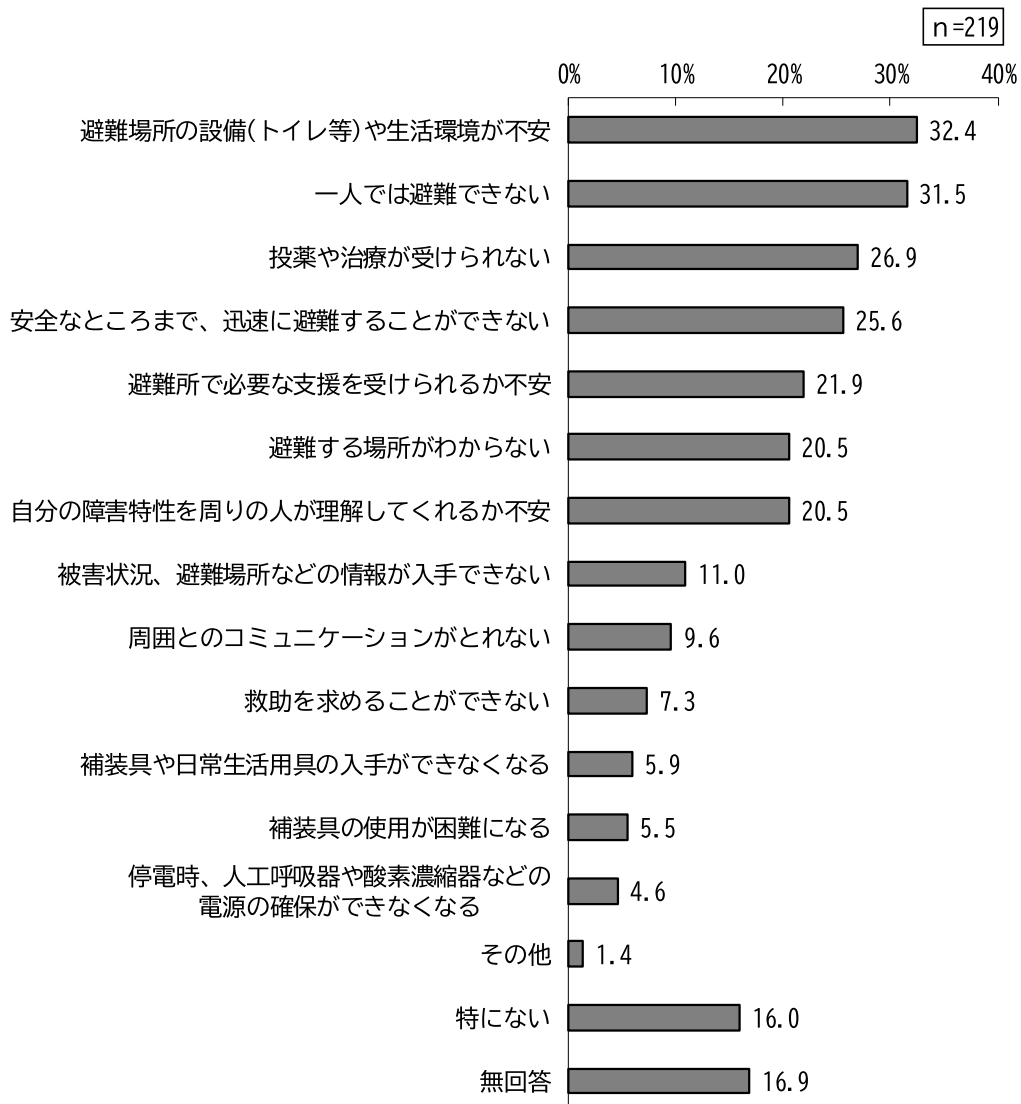
⑯ 災害時に一人で避難することができるかについて

災害時に一人で避難することができるかについては、「できる」が44.3%、「できない」が24.7%、「わからない」が16.0%となっています。



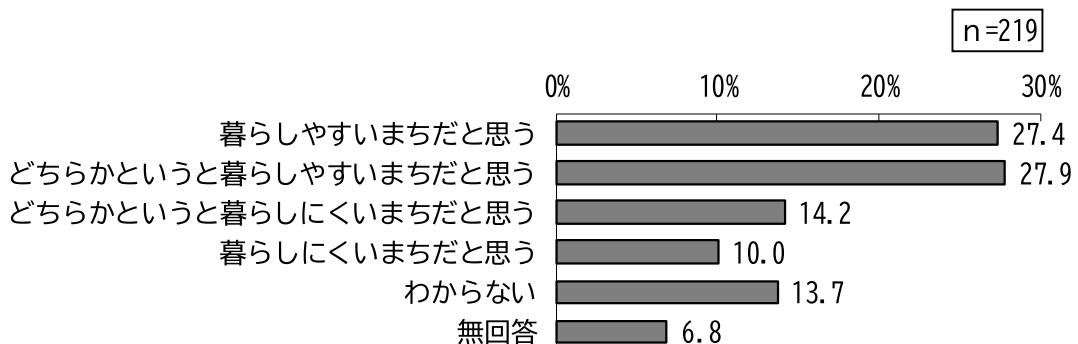
⑰ 災害時に不安に感じることについて

災害時に不安に感じることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が32.4%と最も多く、「一人では避難できない」が31.5%、「投薬や治療が受けられない」が26.9%と続きます。



⑱ 暮らしやすいまちだと思うかについて

暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」が27.9%と最も多く、「暮らしやすいまちだと思う」が27.4%、「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」が14.2%と続きます。



3 事業所及び療育・保育・教育機関アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などをお聞きすることで、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

大郷町在住の障がい者（児）が利用している、サービス提供事業所、療育・保育・教育機関

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法①：サービス提供事業所

郵送配付・郵送回収

調査方法②：療育・保育・教育機関

メール送付・回収

調査期間：令和5年7月13日～7月31日

(4) 回収結果

サービス提供事業所及び療育・保育・教育機関アンケート調査の調査票の配付数、有効回収数、有効回収率は以下のとおりです。

調査の種類	配付数	有効回収数	有効回収率
① 事業所アンケート調査	77票	43票	55.8%
② 療育・保育・教育機関アンケート調査	4票	3票	75.0%

(5) 調査結果の概要

問 事業運営を行ううえで課題となっていることはありますか（簡単にご記入ください）
【 サービス提供事業所 】

【 主な回答 】

- ・利用者の高齢化
- ・新規利用者の確保
- ・人員の確保（職員） …など

問 運営や現場での課題などがありましたらお聞かせください【療育・保育・教育機関】

【主な回答】

- ・保育士数によっては、サポートが必要だと感じる子どもに対して、適切なタイミングで適切な対応や配慮が十分にできないことがある。
- ・大郷町在住のお子さんの発達や発育に関しては、大郷町の保健師さんから情報提供をいただくことができるが、広域利用のお子さんに関して、発達面で気になることがあった際に、保護者の方からの情報しかないため、専門的な方々からの情報も聞けると、もっとサポートしやすいと感じることがある。 …など

問 障がい者(児)を取り巻く現状や身近で感じている課題、大郷町に希望することなどについて、自由にご記入ください【共通設問】

① 保健・医療について

【主な回答】

- ・在宅の方の健康相談
- ・医療的ケア児の受け入れ
- ・相談や検査結果など、可能な限りの情報共有 …など

② 教育・保育について

【主な回答】

- ・児から者へ替わる際、どのような生活をしたいか、具体的に考える。
- ・グレーゾーンや軽度知的障がい児の高校以降の進路選択について相談できる場が見えにくい。
- ・年に2回実施していただいている、心理士さんによる巡回指導は、とても貴重な機会なので今後も続けていただきたい。
- ・乳幼児の発達に悩みを抱えているご家庭に対し、就学前から医療機関とのつながりを持たせていくことが必要である。 …など

③ 雇用・就労について

【主な回答】

- ・一般就労への移行、定着支援。地元企業との連携（請負作業をもらう等）
- ・就労継続支援B型で農作業を行っているが、雨の日や冬場にできる仕事が欲しい。
- ・B型事業所は増えてきているが、A型事業所が少ない。
- ・就労を考える際、交通手段の少なさがネックになることが多いため、もう少し交通手段が充実すると良い。 …など

④ 生活環境や住まいについて

【 主な回答 】

- ・グループホームの数は足りていないと思う。
- ・どのようなサービスがあるのか、利用できるのか、わからないまま日々生きづらさを感じながら生活をしている人が多い。
- ・利用者さんの通所時間も考慮した住民バスの路線や時刻表 …など

⑤ 障がいへの理解、差別解消・社会参加について

【 主な回答 】

- ・地域の方々の障がい理解はまだ不足していると思う。
- ・引きこもりに対する把握や訪問支援がどのようになっているか知りたい。
- ・ボランティア団体と協力し、障がいについて住民に理解してもらえるような催しの開催。 …など

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

国の「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。

◆ 障害者基本計画（第5次）の基本理念

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

「大郷町総合計画」では“～「自力」一人ひとりが考え行動し未来を創るまちづくり～”という基本理念のもと、健康・福祉分野においては“町民が安心して暮らせる健康なまち”を基本目標に掲げ、各種の福祉施策の展開を図ってきました。

障がい福祉においては、“障がい者（児）が、住み慣れた地域社会の中で豊かな日常生活を送れるように生活環境の整備促進や支援体制の充実を図ります”という基本方針のもと、5つの主要施策の推進を図ってきました。

◆ 「大郷町総合計画」における障がい福祉の主要施策

- 障がい者（児）に対する正しい知識や理解を深めるために啓発活動や教育を通じて、「地域で支え合う」町民意識の醸成に努めます。
- 関係機関と連携しながら、事業主への啓発を促進し、福祉的就労機会の確保等、障がいの特性に応じた雇用・就労の創設支援に努めます。

- 障がい者（児）の社会参加を促進するため、スポーツや文化活動、地域活動の機会の充実に努めます。ボランティア活動やふれあいの機会など、地域を挙げた交流の促進に努めます。
- 地域での暮らしを支援するとともに、自立に向けた生活支援体制の構築や生活環境の整備に努めます。日中活動の場とグループホームの確保に努めるとともに、日常生活用具の給付や移動の支援など地域生活支援事業を推進します。
- 関係機関・医療機関と連携し、障がいの早期発見・早期治療を促す保健事業、医療・機能回復訓練などの支援に取り組みます。各種サービスの利用を支援するための相談支援体制の充実に努めます。

（大郷町総合計画より抜粋）

令和3（2021）年3月に策定した前回計画では、平成30（2018）年3月に策定した計画の「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」という基本理念のもと、7つの基本方針を設定して計画の推進に取り組んできました。

- 基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進 — 【理解促進】
- 基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備 — 【地域・保健・医療の連携】
- 基本方針3：自立した生活の支援 — 【相談、福祉サービス、生活支援】
- 基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実 — 【保育、教育】
- 基本方針5：雇用・就業の確保 — 【雇用、就業】
- 基本方針6：安全・安心な生活環境の整備 — 【生活環境の整備】
- 基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備 — 【生涯学習、スポーツ】

この基本理念は、本町の障がい福祉施策の考え方を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容であるため、本計画においても、前回計画の基本理念を踏襲し、基本理念を以下のとおりに設定します。

基本理念

地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

2 基本方針

(1) 基本方針

「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」という基本理念のもと、障がい者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障がい者を取り巻くあらゆる場面において、自立や社会参加に向けた支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めていかなければなりません。

そこで、本計画における基本方針については、前回計画の内容を継承していくこととしました。

基本方針1：「ノーマライゼーション」の推進 — 【理解促進】

基本方針2：地域でともに支え合う体制の整備 — 【地域・保健・医療の連携】

基本方針3：自立した生活の支援 — 【相談、福祉サービス、生活支援】

基本方針4：地域でともに学ぶ教育・育成の充実 — 【保育、教育】

基本方針5：雇用・就業の確保 — 【雇用、就業】

基本方針6：安全・安心な生活環境の整備 — 【生活環境の整備】

基本方針7：一人ひとりが活躍できる環境の整備 — 【生涯学習、スポーツ】

(2) 施策展開における基本的な視点

視点1 ライフステージに沿った施策の展開

障がい者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには、支援する側の担い手が各分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。

障がい者のライフステージに沿った分野横断的な施策展開の推進が求められます。

視点2 地域みんなで支えるしくみづくり

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、公的サービスだけでは障がい者の自立と社会参加を支えていくことはできません。

「自分でできることは自分で」、「地域でできることは地域で」、「自分や地域でできないことを公共が支える」を基本に、地域ぐるみのまちづくりを進めていくことが求められます。

3 施策体系

基本理念 地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

基本方針		施策の方向	
基本方針1	「ノーマライゼーション」の推進【理解促進】	①障がいへの理解・差別の解消 ②福祉教育の充実 ③権利擁護の推進と虐待の防止	障害児福祉計画
基本方針2	地域でともに支え合う体制の整備【地域・保健・医療の連携】	①地域福祉の推進 ②障がい者団体の活性化 ③保健・医療サービスの充実	
基本方針3	自立した生活の支援【相談、福祉サービス、生活支援】	①相談体制の充実 ②障害福祉サービスの充実 ③地域生活支援の充実 ④経済的な支援の充実	
基本方針4	地域でともに学ぶ教育・育成の充実【保育、教育】	①特別支援教育の充実 ②就学前教育・保育の充実	
基本方針5	雇用・就業の確保【雇用、就業】	①一般就労の促進 ②行政における障がい者雇用対策の強化 ③福祉的就労の促進	
基本方針6	安全・安心な生活環境の整備【生活環境の整備】	①障がい者にやさしい公共空間の整備 ②暮らしやすい住宅づくりの促進・住まいの確保 ③外出手段の確保 ④円滑なコミュニケーションの支援 ⑤生活安全対策の推進	
基本方針7	一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】	①生涯学習・スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	

4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障害者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下のとおりとなっており、主に本計画における基本方針の1～6に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

◆ 障害者総合支援法のサービス体系

【 自立支援給付 】

介護給付	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 ○自立生活援助 ○生活介護 ○療養介護 ○短期入所 ○施設入所支援	訓練等給付	○自立訓練(機能訓練・生活訓練) ○就労選択支援【新規】 ○就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型) ○就労定着支援 ○共同生活援助(グループホーム)
相談支援	○計画相談支援 (サービス等利用計画の作成) ○地域移行支援 ○地域定着支援	自立支援 医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
補装具	つえ、車いす等の補装具の購入・修理・貸与の費用の支給		

【 地域生活支援事業 】

必須事業		
○理解促進研修・啓発事業	○自発的活動支援事業	○相談支援事業
○成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度法人後見支援事業	○意思疎通支援事業
○日常生活用具給付事業	○手話奉仕員養成研修事業	○移動支援事業
○地域活動支援センター		
任意事業		
その他の地域における障害福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき、本町において実施が必要と判断される事業		

◆ 児童福祉法のサービス体系

障害児通所支援	障害児相談支援	障害児入所支援
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 ※県が実施主体

第2編 障害者基本計画

基本方針1 「ノーマライゼーション」の推進【理解促進】

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



(1) 障がいへの理解・差別の解消

【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で生活するためには住民一人ひとりの障がいや疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があります。障がいへの理解は深まりつつありますが、さまざまな場面で啓発が求められます。

アンケート調査において、「差別や嫌な思いをした経験」についての設問では、「ある」の回答が11.9%、「少しある」の回答が16.4%となっており、「ある」または「少しある」と回答した方が「差別や嫌な思いをした場面（複数回答）」については「学校・仕事場」が33.9%と最も高く、「外出中」が32.3%、「住んでいる地域」が22.6%と続いています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・ 今後も障がい、障がい児者に対する理解を深めていくため、当事者団体、地域住民、事業所、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、町広報紙や社協だよりで障がい者福祉制度の紹介や町内の障がい者や事業所からの声を積極的に掲載します。
- ・ 障がいのある人とない人が共に参画し、楽しめるイベントや学習会、スポーツイベント等の企画について、町の既存行事を活かしながら取り組みを検討していきます。
- ・ 町役場では「大郷町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき職員の意識向上を図っていきます。

(2) 福祉教育の充実

【現状と課題】

本町では小・中学校が1校ずつで、それぞれ特別支援学級があり、小学校には通級指導教室を設置しています。また、何らかの事情を抱え、小・中学校の学校生活になじめない児童生徒やその保護者の方々を支援し、児童生徒の自立や学校復帰を目的とした活動を行う「心のケアハウス」を町内に設置しています。

学校での福祉教育については、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学ぶ学校づくりや、共生の態度や能力を育成し福祉の心を育てていくことが課題といえます。また、こうした子どもたちへの福祉教育に加え、生涯学習のあらゆる機会を通じて、町民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・学校での福祉教育については、特別活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用しながら、障がい者の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深め、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、心の教育を実践していきます。また、福祉分野への進路を希望する生徒への適切な相談・指導に努めます。
- ・講座や学習会の開催など、町民を対象とする各種福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚を図ります。

(3) 権利擁護の推進と虐待の防止

【現状と課題】

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利を守るしくみの強化が求められています。

障がい者の権利を守るしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、サービスの質を確保するために、第三者評価や苦情相談などのしくみも制度化されています。

アンケート調査の「成年後見制度の認知度」について、「名前も内容も知っている」は22.4%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.7%と最も多く、「名前も内容も知らない」が32.9%となっています。このことから引き続き制度の周知が求められます。また、こうした制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが重要となっており、障害者虐待防止法への対応も求められています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・ 障がい者虐待の取り組みは福祉部門だけでなく、労働、教育分野等の各関係機関との連携が大切です。虐待を未然に防ぐ取り組みを強化し、虐待の通報があった際には迅速な対応ができるように、関係機関と連携した体制づくりに努めます。
- ・ 知的、精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結が適切に行われるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。
- ・ 今後とも、地域自立支援協議会、関係機関と連携しながら、障がい者の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、権利擁護や虐待を未然に防ぐことのできる体制づくりに努めます。



(1) 地域福祉の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民が日頃から障がい者を支えていくことが重要です。

本町では、行政区や老人クラブなどの地域団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、身体・知的障がい者相談員、各種団体や地域住民などが、日頃から支援が必要な方への地域見守り活動を展開しています。異変やトラブルなどの情報を共有し、必要に応じて関係者でのケース会議を実施し、対応を講じています。

また、社会福祉協議会ではボランティア活動の情報把握・提供、啓発普及や活動機会の提供、活動する個人団体への支援などを実施しています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・今後も、町、社会福祉協議会が中心となり、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、情報共有を図りながら、障がい者を地域で見守り、支援していく活動を引き続き展開していきます。
- ・これまで活動に参加したことのない町民のボランティアへの参画を促進していきます。

(2) 障がい者団体の活性化

【現状と課題】

本町には、障がい者家族の団体として、「手をつなぐ親の会」、「大郷からふる親の会」があり、子どもの療育や育児不安の解消、進級進学に関する相談等、保護者や家族にとって相談できる貴重な場になっています。障がい者当事者団体については、現在「精神障がい者クラブすみれ会」のみ活動しており、保健福祉課保健師が主となり当事者同士の交流、調理等の活動を行っています。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換、交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげたりといった役割もあります。近年は、このような団体がサービス提供主体となるケースも増えています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・障がい者団体は、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も要望を把握しながら引き続き支援していきます。精神障がい者の当事者団体については、団体の活動内容について地域住民を含めた関係機関（社会福祉協議会や民生委員・児童委員等）にわかりやすく周知することに努めます。

（3）保健・医療サービスの充実

【 現状と課題 】

①地域医療体制・リハビリテーションの充実・促進

現在、黒川郡では一次医療の確保と地区住民の救急体制を、公立黒川病院に託しています。今後も、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた周産期医療や乳幼児医療、さまざまな症状の障がい者（児）へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。また、「重度心身障害者医療費助成制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院公費負担）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

②心と体の健康づくりの推進

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、さまざまな障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

③乳幼児期の保健・障がい児療育の充実

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。健診等で子どもの発達特性が確認された場合には、心理士による専門相談や保健師による助言・指導等を行っています。

④心身障がい者（児）医療費助成

身体障害者手帳を所持するⅠ級、Ⅱ級、Ⅲ級内部障がいの方、療育手帳「A」の方、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の方、特別児童扶養手当Ⅰ級のある方に医療費自己負担分を助成しています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに向け、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療機関の整備・充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。
- ・リハビリテーションは医療機関や介護サービス事業所、障害サービス事業所等と連携しながら個別支援を展開し、併せて、保健所等と連携した地域リハビリテーション活動支援事業により、地域ケア会議の充実や地域で活動する医療・福祉従事者等の資質向上を図っていきます。
- ・障がいの軽減や身体機能の改善、医療に係る経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。
- ・各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策と、不安・ストレスなどのメンタルヘルス対策、自殺予防対策を重点に取り組みます。これらの施策は町民全体を対象とするものですが、障がい者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努めます。
- ・妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めます。また、発達の遅れや障がいなどの心配がある子どもには障がい児通所支援など、個別やグループによる訓練・療育、相談サービスの利用を促進します。
- ・医療的ケアを必要とする障がいのある子どものための支援体制や重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の確保などについて、地域自立支援協議会や関係機関と連携して、圏域での適切なサービス提供が行えるよう検討します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

アンケート調査の「悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）」については、「家族や親せき」が68.0%と最も高く、「かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー」が19.6%、「友人・知人」が18.3%と続きます。「サービス事業所や施設の職員」は12.3%となっており、「相談する人はいない」は1.4%となっています。

また、アンケート調査の「町役場の相談窓口や相談支援事業所への相談のしやすさ」についてみると、「気軽に相談できる」が34.7%、「時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる」が14.2%、「相談しづらい」が32.0%となっています。

専門的な相談を行う中心的な機関となっている「地域支援センターぱれっとよしおか」、町の委託相談事業所となっている「るーぶ大郷」、「仙台保健福祉事務所黒川支所」と地域自立支援協議会が連携して相談を受けています。

富谷市・黒川地域自立支援協議会を毎月開催しており、地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有や関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を図っています。

また、保健福祉課を中心に庁内各課、社会福祉協議会などが連携し、相談を受けています。さらには、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、人権擁護委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・障がい者や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。そのために、保健福祉課が障がい者支援の第一義的な窓口となり、地域で安心した生活が送れるよう、当事者や家族に対する相談体制の充実と相談関係機関相互の連携強化に努めます。
- ・今後は、障害福祉サービス利用者が増加し、地域移行・地域定着が進み、相談支援の重要度が高まってくることが見込まれます。このため、相談支援体制の強化に向けて、「サービス利用計画」作成の体制確保と基幹相談支援事業の機能強化に努めます。
- ・各相談場所では、さまざまな状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。
- ・また、相談支援については、職員の配置・増員等について、体制強化が図れるよう今後とも支援に努めます。

（２）障害福祉サービスの充実

【 現状と課題 】

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位でのサービス提供を基本としており、障がい者が自らサービスを選択して、契約を交わした後にサービスを利用する形で、障がい者総合支援法に基づく、自立支援給付事業を行っています。

アンケート調査の「必要なサービスを利用できているか」については、「わからない」が39.7%と最も多く、「利用できている」が20.1%、「必要なサービスはない」が16.4%と続きます。また、「サービスを利用するとき心配なこと（複数回答）」については、「どのようなサービスがあるのか、わからない」が35.2%と最も多く、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」が30.1%、「サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配」が17.4%と続きます。また、「障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先(複数回答)」についてみると、「行政機関の広報誌」は18.7%となっています。「どこで入手できるかわからない」は5.9%となっていることから、引き続き、必要な情報を周知していく必要があります。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・ 今後も障害福祉サービスについて適切な利用が行われるよう、福祉サービスガイドブック等による情報提供を行うとともに、相談支援事業所との連携のもと障害福祉サービスの情報提供・利用促進に努めます。
- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、各種サービスが適切に提供されるようサービス提供事業所とも連携を取り、サービスの質・量の確保に努めると共に、地域住民の生活を支えるためフォーマルのみならず、インフォーマルなサービス提供にも努めていきます。
- ・ 障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。
- ・ 手帳所持の有無にかかわらず、支援を必要とする人が相談支援や必要なサービス利用につながるよう、広報や啓発に努めます。

（3）地域生活支援の充実

【 現状と課題 】

障がい者が、自立した日常生活を送ることができるよう、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、日常生活用具給付事業など、実情に応じた事業・サービスを行っています。地域共生社会の実現に向けた支援として、地域で自立した生活が送れるような体制づくりを整備していくことが求められます。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・ 障害者総合支援法以外の任意事業については、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。
- ・ 施設入所者の地域生活への移行を支援し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については圏域での体制整備を図ります。

(4) 経済的な支援の充実

① 障害年金

【現状と課題】

国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給を行っています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も国の制度に沿って適切に支給を行っていきます。

② 特別障害者手当等

【現状と課題】

所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給を行っています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、円滑な申請手続きに努めます。

③ 宮城県心身障害者扶養年金

【現状と課題】

保護者が亡くなった後の障がい者に年金を終身支給するものです。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

年金に加入し掛金を積み立てることが必要となるため、今後も引き続き必要な方への制度周知、円滑な申請手続きに努めます。



(1) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、発達障がいを含めて支援が必要な子どもたちの教育については、「特別支援教育」が平成19年度から本格実施されています。

町内の小・中学校では、大郷町教育振興基本計画の重点施策「きめ細やかな特別支援教育の充実」のもと、障がいや発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級・通級指導教室の設置、教員補助者の配置、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実を図っています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・今後も、「特別支援教育コーディネーター」を中心に、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。そのために、支援が必要な子どもすべてに対して、「個別の教育支援計画・指導計画」を立案し、保護者との共通理解、校内外の横断的な支援、きめ細やかな指導につなげていきます。
- ・特別支援連携協議会を通し、関係機関との連携、校種を超えた交流を行います。
- ・特別支援学校と連携を図り、特別支援教育に携わる職員・教員補助者の資質向上・支援体制強化に努めます。
- ・支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、引き続き教員補助者を適正に配置します。

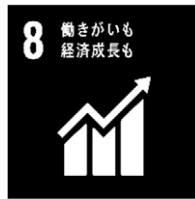
(2) 就学前教育・保育の充実

【現状と課題】

本町では令和5(2023)年4月現在、町内の「すくすくゆめの郷こども園」に174人通園しています。障がいや発達の遅れで支援が必要な幼児を可能な限り受け入れることができるよう、要支援児保育事業を実施し、障がいのある子もいない子も、共に地域で育つ環境づくりに努めています。

【施策の基本的方向(施策の展開)】

- ・今後も、教諭や保育士、指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進していきます。
- ・障がい児の教育・保育について、すくすくゆめの郷こども園と、小学校、中学校、特別支援学校、役場の関連各課(教育委員会、町民課)、県の関係機関の連携強化に努めます。



(1) 一般就労の促進

【現状と課題】

障がい者の一般雇用については働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障がい・求職者雇用支援機構「宮城障害者職業センター」などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

障害福祉サービスの就業移行支援事業等から一般就労につながるように、障害者就業・生活支援センターや福祉施設、地域自立支援協議会などと連携を図って取り組んでいくことが重要です。

相談支援事業所やサービス提供事業所等と共に一般就労への不安解消に努め、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら雇用支援に努めています。富谷市・黒川地域自立支援協議会就労ネットワーク会においては、障がい者雇用に関わる制度等の周知を図っています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・県やハローワーク、地域自立支援協議会就労ネットワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者に雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。
- ・現在の取り組みを継続しながら、障がいの多様性や高齢化といった状況も踏まえ、サービス提供事業所と共に就労移行支援事業等の利用を促進し、一般就労への移行、職場定着を図っていきます。
- ・福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するため、商工会などと連携しながら相談や情報提供などを行い、適正なサービスの支給を図ります。

(2) 行政における障がい者雇用対策の強化

【現状と課題】

役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められます。国で定められた地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の2.6%となっています。本町役場においても、法定雇用率は達成しています。

障がいのある方もない方も働きやすい環境整備を図るため、新庁舎建設時のバリアフリー化について提言しています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・今後も、行政自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

(3) 福祉的就労の促進

【現状と課題】

障害福祉サービスでは、「就労移行支援」や「就労継続支援」があります。利用者が意欲的に活動し、提供側も安定したサービス提供ができるように、サービス事業者の努力だけでなく、新たな仕事、製品づくりについて、行政や地域が協力していくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・町では、町内及び近隣市町村の各施設において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。
- ・町民・企業・行政が、障がい者に適した業務を発注したり、授産品を活用したりすることを積極的に促進します。
- ・就業継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障がい者就業・生活支援センターなどと連携しながら、特別支援学校卒業者や一般企業に雇用されることが困難な方への情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。
- ・就労移行支援等を活用した一般就労への移行を推進し、適正なサービス支援に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 障がい者にやさしい公共空間の整備

【現状と課題】

道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、バリアフリーに配慮した取り組みが進められてきました。高齢者や身体障がい者への対応に偏重し、知的障がい者、精神障がい者、外国人、子ども、子ども連れなど、すべての利用者に配慮するユニバーサルデザインの考え方をさらに取り入れて進めていくことが課題となっています。

本町においても、障がい者が安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりが一層強く求められています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・今後も、道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、民間公益施設についても改善への協力を要請していきます。こうしたバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り直に障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。
- ・誰もが利用できる観光施設となるよう心がけ、改修や修繕を計画的に進めていきます。

(2) 暮らしやすい住宅づくりの促進・住まいの確保

【現状と課題】

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・住宅改修費の助成などについて適宜制度の見直し等を行い、暮らしやすさの確保・充実を図ります。
- ・関係機関やサービス提供事業所と協力し、共同生活援助といった地域で居住する場の確保への取り組み、住宅に困窮する障がいのある方への情報提供に努めます。

(3) 外出手段の確保

【現状と課題】

住民バス、タクシー、JRなど、公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、地域生活支援事業の移動支援事業や、町社会福祉協議会による福祉有償運送が実施されています。また、国の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の活用が求められます。

アンケート調査の「外出する時に困ること、または外出しない理由（複数回答）」については、「公共交通機関が少ない、またはない」が20.5%、「お金がかかる」が14.2%となっています。また、「外出する時に困ること、または外出しない理由（複数回答）」について、「周囲の目が気になる」が5.9%、「困った時にどうすればいいのか心配」が11.9%となっています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・各種交通機関における運賃等の割引制度、福祉有償運送や移動支援事業の周知、利用促進を図ります。また、利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。
- ・自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費助成事業により、社会参加や就業を促進します。
- ・心のバリアフリーについて周知すると共に、ヘルプマークやゆずりあい駐車場利用証の利用促進に努めます。

(4) 円滑なコミュニケーションの支援

【現状と課題】

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・障がい者が自立し、豊かな地域生活を送るため、必要な時に必要な情報を入手できるよう、情報供給体制の整備、情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ・障がいのある人もない人も、外出時における公共交通機関や商業施設など、暮らしの中における障がい者とのコミュニケーション方法について周知を行う必要があり、障がい特性に応じた関わり方ができるよう周知・啓発を行い、地域全体で障がい者を支える体制づくりを行っていきます。

(5) 生活安全対策の推進

【 現状と課題 】

アンケート調査の「災害時に一人で避難することができるか」については、「できる」が44.3%、「できない」が24.7%、「わからない」が16.0%となっており、「近隣に助けてくれる人がいるか」については、「いる」が33.3%、「いない」が19.6%、「わからない」が32.0%となっています。また、「災害時に不安に感じる事（複数回答）」については、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が32.4%と最も多く、「一人では避難できない」が31.5%、「投薬や治療が受けられない」が26.9%と続きます。

平成23（2011）年3月の東日本大震災後、障がい者など災害時要援護者対策の重要性がさらに高まっています。特に大規模災害時における初動活動においては、日頃からの地域での見守り活動が重要となります。本町では、防災マップを全戸に配付し、避難場所等の周知を図っていますが、自主防災組織や地域防災組織の育成等、地域ぐるみで防災対策を強化していくことが求められます。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

- ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。
- ・防災については、警察・消防署や消防団、自主防災組織などの関係機関と連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。
- ・障がい者や高齢者避難行動要支援者については、「避難行動要支援者個別避難計画」に基づき、避難行動要支援者台帳の整備・更新を行い対応に備えます。
- ・避難行動要支援者の避難を支援する際に必要な「個別計画」の作成に向け、自主防災組織や福祉関係者との連携を図っています。

基本方針7 一人ひとりが活躍できる環境の整備【生涯学習、スポーツ】

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



(1) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

【現状と課題】

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、町民同士の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。このため、施設の段差や、開催情報の周知の不徹底など、参加にあたっての障壁を除去していくことが必要です。

本町では、町内外の障がい者施設やグループによるレクリエーション活動の場として、B&G海洋センターやフラップ大郷 21 の環境提供、活用推進を行っています。

【施策の基本的方向（施策の展開）】

- ・ハンディキャップを軽減し、町民の一員としてさまざまな催しに楽しみながら参加できるように、移動手段やボランティアの確保等、適切な対応に努め、活動する機会づくりに努めます。
- ・事業の開催情報については、町広報やチラシに加え、公式 LINE といった SNS を活用し周知を行います。
- ・今後も町内外の障がい者施設やグループのスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことのできる場として、町内施設を提供し、バリアフリー化に努めます。

第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 障害福祉サービスの推進

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

【 事業内容 】

居宅介護	障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者（児）または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。※県内には、重度障がい者等包括支援を提供する事業所はありません。

【 実績及び今後の見込み 】

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ （時間）	計画	100 時間	100 時間	100 時間			
	実績	140 時間	98 時間	80 時間			
	達成率	140%	98%	80%			
利用実人数	計画	10 人	10 人	10 人			
	実績	8 人	5 人	4 人			
	達成率	80%	50%	40%			

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

※令和6年度以降は各サービスにおいて、利用人数、利用時間数を設定します。

居宅介護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (時間)	計画				25時間	25時間	25時間
	実績	53時間	14時間	9時間			
	達成率						
利用実人数	計画				4人	4人	4人
	実績	7人	4人	3人			
	達成率						
重度訪問介護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (時間)	計画				80時間	80時間	80時間
	実績	86時間	83時間	70時間			
	達成率						
利用実人数	計画				1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			
	達成率						
同行援護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (時間)	計画				0時間	0時間	0時間
	実績	0時間	0時間	0時間			
	達成率						
利用実人数	計画				0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率						
行動援護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (時間)	計画				0時間	0時間	0時間
	実績	0人	0時間	0時間			
	達成率						
利用実人数	計画				0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率						
重度障害者等包括支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (時間)	計画				0時間	0時間	0時間
	実績	0時間	0時間	0時間			
	達成率						
利用実人数	計画				0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率						

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【 事業内容 】

生活介護	常に介護を必要とする人に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。</p> <p>自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。</p>
就労選択支援【新規】	就労を希望する障がい者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積み、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。</p>
就労定着支援	就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行います。
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合など、障がい者（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 実績及び今後の見込み 】

生活介護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	485人日	487人日	489人日	484人日	484人日	484人日
	実績	471人日	421人日	380人日			
	達成率	97%	86%	78%			
利用実人数	計画	27人	27人	27人	27人	27人	27人
	実績	28人	24人	23人			
	達成率	104%	89%	85%			
機能訓練		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	-	-	-			
生活訓練		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	23人日	23人日	23人日	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0%	0%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			
就労選択支援【新規】		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	-	-	-	-	0人	0人
	実績	-	-	-			
	達成率	-	-	-			
就労移行支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	30人日	30人日	30人日	20人日	20人日	20人日
	実績	10人日	0人日	0人日			
	達成率	33%	0%	0%			
利用実人数	計画	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	2人	0人	0人			
	達成率	100%	0%	0%			
就労継続支援(A型)		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	79人日	91人日	102人日	88人日	88人日	88人日
	実績	109人日	105人日	74人日			
	達成率	138%	115%	73%			
利用実人数	計画	7人	8人	9人	6人	6人	6人
	実績	7人	9人	5人			
	達成率	100%	113%	56%			

就労継続支援（B型）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ （人日）	計画	377人日	392人日	407人日	390人日	390人日	390人日
	実績	290人日	319人日	328人日			
	達成率	77%	81%	81%			
利用実人数	計画	25人	26人	27人	27人	27人	27人
	実績	20人	20人	25人			
	達成率	80%	77%	93%			
就労定着支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人			
	達成率	50%	0%	0%			
療養介護		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ （人日）	計画	180人日	180人日	180人日	122人日	122人日	122人日
	実績	151人日	122人日	105人日			
	達成率	84%	68%	58%			
利用実人数	計画	6人	6人	6人	4人	4人	4人
	実績	5人	4人	4人			
	達成率	83%	67%	67%			
短期入所（福祉型）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ （人日）	計画	36人日	36人日	36人日	27人日	27人日	27人日
	実績	22人日	23人日	22人日			
	達成率	61%	64%	61%			
利用実人数	計画	11人	11人	11人	13人	13人	13人
	実績	12人	12人	10人			
	達成率	109%	109%	91%			
短期入所（医療型）		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ （人日）	計画				0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率						
利用実人数	計画				0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率						

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。就労選択支援については新規事業になり、就労を希望する利用者が本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤を確保します。

(3) 居住系サービス

【 事業内容 】

自立生活援助	一人暮らしを希望する者等居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等と連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間や休日における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を提供します。

【 実績及び今後の見込み 】

自立生活援助		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			
共同生活援助		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	16人	16人	16人	17人	17人	17人
	実績	17人	17人	17人			
	達成率	106%	106%	106%			
施設入所支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	実績	12人	11人	12人			
	達成率	100%	92%	100%			

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(4) 指定相談サービス

【 事業内容 】

計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設や病院に長期入所していた人が地域で生活するための相談や住宅の確保、サービス事業所への同行支援等、地域に生活をするための支援を行います。
地域定着支援	居住において単身などで生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

【 実績及び今後の見込み 】

計画相談支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	78人	84人	91人	65人	65人	65人
	実績	70人	62人	60人			
	達成率	90%	74%	66%			
地域移行支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			
地域定着支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	0人			
	達成率	100%	100%	0%			

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後は若干の利用者数の増加が予想されることから、利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(5) 自立支援医療

【 事業内容 】

更生医療	障がいを軽くしたり回復させたりする手術を行うなど、身体障がい者が更生するために必要な医療への給付を行います。
育成医療	身体に障がいのある児童または将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる方が指定医療機関において受ける医療への給付を行います。
精神通院医療	精神疾患（てんかんを含みます）で通院による治療を続ける必要がある方への医療費の給付を行います。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、適切に給付を行っていきます。

(6) 補装具

【 事業内容 】

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、事前に申請して認められた場合、購入費や修理費を支給します。

平成 30（2018）年 4 月からは、身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合など、一部の用具について借受けが導入されています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

宮城県リハビリテーション支援センター等の関係機関と連携して、利用者の状況に応じた適正な補装具の支給決定を行います。

2 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【 事業内容 】

地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深める研修会やイベントへの参加の促進や啓発活動などを行います。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

町・関係機関・団体等が中心となり、制度の趣旨及び障がい者に対する社会的な理解等を醸成するため、各種研修会への参加、イベント参画等、あらゆるコンテンツを活用しながら啓発活動に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

【 事業内容 】

地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

民生委員・児童委員やボランティアが中心となり、地域の見守りや交流活動などの支援に努めます。また、災害への備えとして避難行動要支援者台帳を作成し、地域における自発的な支援が円滑になるよう、各行政区や関係団体等との連携強化に努めます。

(3) 相談支援事業

【 事業内容 】

障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

地域支援センターぱれっとよしおか、るーぶ大郷で実施します。

相談の専門員を設置し、障がい者福祉に関する相談支援を行う“障害者相談支援事業”、一般的な相談に加え専門的な職員を配置し、困難ケース等への対応を強化する“機能強化事業”を行うほか、地域の障がい福祉に関する協議の場となる自立支援協議会も開催します。

【 実績及び今後の見込み 】

相談支援事業		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	計画	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所			
	達成率	100%	100%	100%			

※ 実績（年間）。令和5年度は10月末現在。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者の利便性を考慮し、ニーズに応じたサービスが提供できるよう事業所と連携を取り、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【 事業内容 】

知的または精神障がい者等で、成年後見制度の適用が必要な人に利用のための支援を行います。

【 実績及び今後の見込み 】

成年後見制度 利用支援事業		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	0人			
	達成率	0%	100%	0%			

※ 実績（年間）。令和5年度は10月末現在。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

広報などで制度の周知を行い、相談や情報提供などを必要とする人に対し、事業の推進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【 事業内容 】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【 実績及び今後の見込み 】

成年後見制度 法人後見支援事業		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※ 実績（年間）。令和5年度は10月末現在。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

広報などで制度の周知を行い、相談や情報提供などを必要とする人に対し、事業の推進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

【 事業内容 】

聴覚障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

関係機関等と協働、連携し、利用者のニーズに応じてサービスを提供できる体制を確保します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

【 事業内容 】

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

関係機関等と連携し、研修体制の整備に努めます。

(8) 日常生活用具給付事業

【 事業内容 】

原則として、在宅の障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

【 実績及び今後の見込み 】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活 支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件			
	達成率	0%	0%	0%			
情報・意思 疎通支援用具	計画	1件	1件	1件	13件	13件	13件
	実績	0件	3件	7件			
	達成率	0%	300%	700%			
排泄管理 支援用具	計画	220件	220件	220件	132件	132件	132件
	実績	181件	156件	77件			
	達成率	82%	71%	35%			
介護・訓練 支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件			
	達成率	0%	0%	0%			
在宅療護等 支援用具	計画	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	4件	0件			
	達成率	50%	200%	0%			
住宅改修費 助成事業	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	1件	0件			
	達成率	0%	100%	0%			

※ 実績（年間）。令和5年度は10月末現在。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(9) 移動支援

【 事業内容 】

屋外での単独移動が困難な障がいのある人等の外出について支援します。

【 実績及び今後の見込み 】

移動支援		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	実績	3人	3人	3人			
	達成率	100%	100%	100%			

※ 実績（年間）。令和5年度は10月末現在。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【 事業内容 】

創作活動または生産活動の機会の提供に加え、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援を行います。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、基盤整備を図ります。

第2章 障害児福祉サービスの推進

1 障害児通所支援

【 事業内容 】

児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある子ども（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

【 実績及び今後の見込み 】

児童発達支援		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	27人日	27人日	27人日	8人日	8人日	8人日
	実績	28人日	11人日	16人日			
	達成率	104%	41%	59%			
利用実人数	計画	4人	4人	4人	1人	1人	1人
	実績	5人	2人	2人			
	達成率	125%	50%	50%			
医療型児童発達支援		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画				0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率						
利用実人数	計画				0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率						
放課後等 デイサービス		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	304人日	317人日	330人日	350人日	350人日	350人日
	実績	363人日	373人日	318人日			
	達成率	119%	118%	96%			
利用実人数	計画	24人	25人	26人	32人	32人	32人
	実績	28人	31人	29人			
	達成率	117%	124%	112%			

保育所等訪問支援		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	1人日	1人日	1人日	2人日	2人日	2人日
	実績	2人日	2人日	1人日			
	達成率	200%	200%	100%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			
	達成率	100%	100%	100%			
居宅訪問型児童 発達支援		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ (人日)	計画	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	実績	0人日	0人日	0人日			
	達成率	0%	0%	0%			
利用実人数	計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

2 障害児相談支援

【 事業内容 】

サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【 実績及び今後の見込み 】

障害児相談支援		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	計画	24人	24人	24人	35人	35人	35人
	実績	33人	36人	27人			
	達成率	138%	150%	113%			

※ 利用量（月平均）、利用実人数（年間）。令和5年度は10月サービス提供分までの数値。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も利用者数に応じたサービスが提供できるよう、サービス供給体制の充実・整備に努めます。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

【 事業内容 】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、令和5年現在、基幹相談支援センター内に1名、委託相談支援事業所に2名配置しています。

【 施策の基本的方向（施策の展開） 】

今後も医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整を行うことのできる体制を整備していきます。

第3章 計画の達成目標

「大郷町障害福祉計画（第7期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点の5%以上を令和8年度末までに削減することを定めています。また、また、第6期計画（令和5年度）で数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加えた割合を目標値とすることとしていますが、本町の実情を踏まえ、未達成割合を含めないこととします。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	10人	令和5年3月31日時点の数
第6期計画の地域生活移行者の未達成人数	2人	第6期計画における令和5年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 (10%)	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標数【(A)の6%以上】
【目標値】 施設入所者削減見込み数	1人 (10%)	第7期計画の成果目標として求められる施設入所者削減数【(A)の5%以上】

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

国の指針では、令和8年度末までに住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定しています。

本町では、富谷市・黒川地域自立支援協議会において協議の場を設置し、引き続き検討を進めます。

項目	数 値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	設置済	令和6年3月31日時点
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回	令和8年度末までに住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年2回	

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

国の指針では、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定することとしています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数 値	考え方
【目標値】 精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	
【目標値】 精神障がい者の共同生活援助利用者数	7人	
【目標値】 精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	
【目標値】 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数【新規】	1人	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととしています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点の整備	1か所 整備済	令和6年3月31日時点
【目標値】 コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	1人 配置済	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年2回	
【目標値】 強度行動障がい有者者の支援体制の整備【新規】	支援体制 整備時期 令和8年	令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労へ移行する者の目標値を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上（前計画未達成割合を加える）にすることを基本とするとしている。また、第6期計画（令和5年度）で数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加えた割合を目標値とすることとしています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した令和3年度の年間一般就労者数（A）	1人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
第6期計画の一般就労移行者の未達成人数	0人	第6期計画における令和5年度末までの未達成人数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した令和8年度の年間一般就労者数	2人	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数 【(A)の1.28倍以上】

また、国の指針では、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和3年度の1.31倍以上、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援事業（A型）では令和3年度の1.29倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和3年度の1.28倍以上を目指すこととしています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方	
就労移行支援事業	令和3年度の年間一般就労者数（A）	1人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	2人	令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 【(A)の1.31倍以上】
就労継続支援事業（A型）	令和3年度の年間一般就労者数（B）	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数 【(B)の1.29倍以上】
就労継続支援事業（B型）	令和3年度の年間一般就労者数（C）	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数 【(C)の1.28倍以上】

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

国の指針では、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を全体の5割以上とすることを基本とすることとしています。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1事業所 (100%)	令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上とする

③ 就労定着支援事業利用者数

国の指針では、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、令和3年度末実績の1.41倍以上を基本とすることとしています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和3年度末の就労定着支援利用者(A)	1人	令和3年度末時点の利用者数
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	2人	令和8年度において就労定着支援事業を利用した人の数【(A)の1.41倍以上】

④ 就労定着支援事業の就労定着率

国の指針では、令和8年度において、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを定めています。

本町では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の町内の就労定着支援事業所数	1事業所	令和8年度末の町内の就労定着支援事業所数
【目標値】 令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所数	1事業所 (100%)	令和8年度末において就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所数を全体の2割5分以上とすること

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または市町村圏域ごとに1か所以上設置することを定めています。

本町においては、令和5年度現在、黒川圏域内に児童発達センターが1か所設置されており、引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数	1か所 設置済	令和6年3月31日時点

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市町村または圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和8年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本町においては、令和5年度現在、黒川圏域内に事業所が1か所設置されています。今後も町内事業所及び黒川圏域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築	構築済	令和6年3月31日時点

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本町においては、令和5年度現在、黒川圏域内に事業所が1か所設置されています。今後も町内事業所及び黒川圏域内事業所と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	整備済	令和6年3月31日時点

項目	数値	考え方
【目標値】令和8年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	整備済	令和6年3月31日時点

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

本町では、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、医療的ケアに関することを協議する場を設置していることから、関係機関と協議しながら、支援に関する連携体制の構築を進めます。

項目	数値	考え方
【目標値】令和8年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置状況	設置済	令和6年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人 配置済	令和6年3月31日時点

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに、市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保（複数市町村による共同設置も可）することを定めています。

本町では引き続き、体制の充実に向け、富谷市・黒川圏域内で検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	整備済	令和8年度末までに、市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	整備済	
【目標値】 基幹相談支援センターの設置の有無の見込み【新規】	設置済	
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	50件	
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	100件	
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数見込み	12回	
【目標値】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数見込み【新規】	12回	
【目標値】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み【新規】	1人	
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	年12回	
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による参加事業所・機関数	8か所	

項目	数値	考え方
【目標値】 協議会の専門部会の設置数 【新規】	4 か所	令和8年度末までに、市町村において基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 協議会の専門部会の実施回数 【新規】	年 12 回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和8年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを定めています。

本町では、富谷市・黒川地域自立支援協議会がその機能を担っていることから、引き続き、体制の充実・強化に向け、富谷市・黒川圏域内で協議・検討をしていきます。

項目	数値	内容
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	設置済	令和8年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築すること
【目標値】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	2 人	
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み	構築済 年 12 回	

(8) 発達障がい者等に対する支援

国の指針では、令和8年度末までに、市町村において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）、ペアレントメンター及びピアサポートの活動への参加人数の見込みについて定めるよう努めることとされています。

項目	数 値	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）の見込み	受講者数 （保護者）： 1人 実施者数 （支援者）： 1人	令和8年度末までに、市町村において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）、ペアレントメンター及びピアサポートの活動への参加人数の見込みについて定めるよう努めること
ペアレントメンターの人数の見込み	3人	
ピアサポートの活動への参加人数の見込み	1人	

第4編 計画の推進にあたって

1 計画の推進における基本姿勢

(1) 障がい者を理由とする差別の解消

令和3(2021)年の「障害者差別解消法」改正に伴い、本町では差別解消の一層の推進を図るため、社会的障壁を取り除き、障がい者がさまざまな社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

(2) 障害者の虐待防止

平成24(2012)年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障害のある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待をいい、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見した時の通報義務や、障害者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声を上げられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため本町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、さまざまな人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

(3) サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価するしくみづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2 計画推進における役割分担

(1) 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

(2) 町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、さまざまな広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

(3) 地域社会の役割

障がいのある人もない人も、地域に暮らす皆さんが大郷町民として、共に生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

(4) 町民の役割

町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、共に生きる大郷町をつくり上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

(5) 関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、共に生きるまちづくりを推進します。

3 計画推進に向けた多様な連携の推進

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民・事業者ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課、事業者等による連絡調整等を十分に行います。

また、事業展開を円滑にするため、必要に応じ、事業者等との情報交換を定期的に行います。

(2) 地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、さまざまな団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、さまざまな立場からの参画を得て開催されている自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

(3) 就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

(4) 切れ目のない支援体制づくり

障がい者一人ひとりの成長にともない、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

(6) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

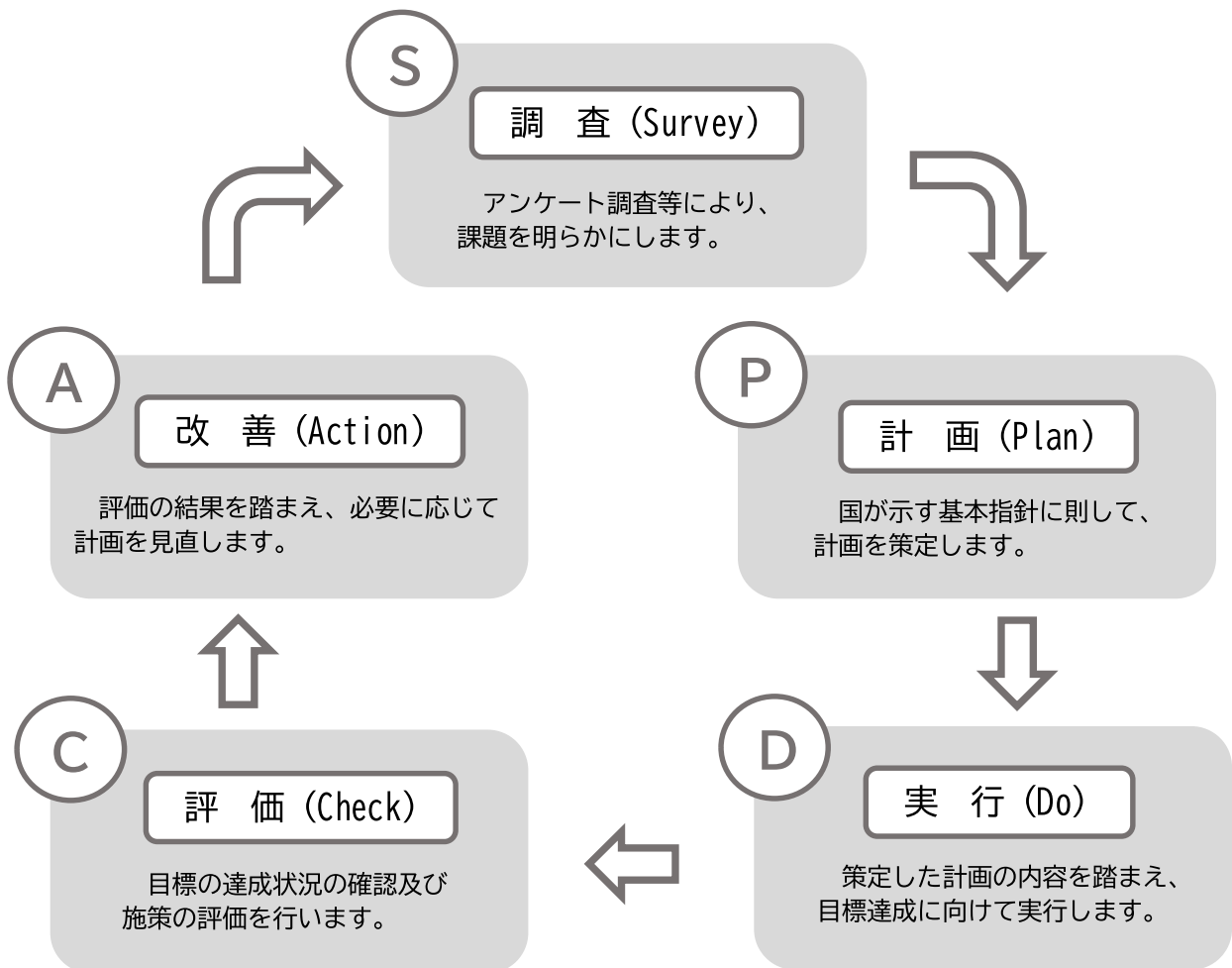
4 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、大郷町障害者基本計画等推進協議会及び富谷市・黒川地域自立支援協議会において評価を行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「S (Survey)」で調査を行い、「P (Plan)」で計画を立て、「D (Do)」で実行し、「C (Check)」で評価し、「A (Action)」で見直しを行う「SPDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。

図表 SPDCAサイクル



(2) 庁内における進捗評価の体制

① 庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、さまざまな分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

◆ 庁内での定期的な進捗評価の実施

② 全庁的な職員の質の向上

本計画ではさまざまな関係課が直接・間接的に障がいのある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

◆ 町職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

特に相談事業はすそ野の広いサービスであり、地域自立支援協議会等と連携しながら、相談事業の中核を担う基幹型相談支援事業所の専門職員の確保等に努めます。

◆ 人材の育成と確保

◆ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況、点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用しているさまざまな媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(1) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

◆ 障がい者支援制度の周知の強化

(2) 障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

◆ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

資料編

1 大郷町障害者基本計画等推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく大郷町障害者基本計画（以下「障害者基本計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく大郷町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく大郷町障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の進捗状況を管理し、総合的かつ計画的に推進するための協議の場として、大郷町障害者福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平25告示28・平29告示101・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の推進及び評価に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認めた事項に関すること。

（平29告示101・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体等の代表者
- (2) 保健・医療・福祉の関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が特に必要と認める者

（平25告示28・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要あると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(平25告示28・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(大郷町障害福祉計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 大郷町障害福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成18年大郷町告示23号)は廃止する。

(経過措置)

3 最初に委嘱された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年告示第28号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第101号)

この告示は、公布の日から施行する。

2 大郷町障害者基本計画等推進協議会委員名簿

所属団体等	氏名	備考
社会福祉法人大郷町社会福祉協議会	郷右近 憲一郎	会長
NPO 法人 大郷ファーム	船水 直樹	副会長
社会福祉法人 永楽会	加藤 清人	
社会福祉法人 みんなの輪	仲野谷 仁	
大郷町手をつなぐ親の会	佐藤 多恵子	
大郷町民生委員児童委員協議会	高橋 鉄雄	
宮城県仙台保健福祉事務所	片平 美絵	
大郷町議会教育民生常任委員会	鎌田 暁史	

3 用語集

あ行

- 医療的ケア児（イリョウテキケアジ）

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子ども。

か行

- 学習障害（LD）（ガクシュウショウガイ）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものである。

- 基幹相談支援センター（キカンソウダンシエンセンター）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

- 強度行動障害（キョウドコウドウショウガイ）

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

- 権利擁護（ケンリョウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。権利擁護の一つとして成年後見制度がある。

- 高機能自閉症（コウキノウジヘイショウ）

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（おおむね IQ70 以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

- 高次脳機能障がい（コウジノウキノウショウガイ）

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

- 合理的な配慮（ゴウリテキナハイリョ）

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

さ行

●児童扶養手当（ジドウフヨウテアテ）

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

●社会福祉協議会（シャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

●障害児福祉手当（ショウガイジフクシテアテ）

重度の障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とし、身体または知的・精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給される。

●障害基礎年金（ショウガイキソネンキン）

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給される。

●障害厚生年金（ショウガイコウセイネンキン）

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障害者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

●障害者雇用率（ショウガイシャコヨウリツ）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。令和3年3月1日からは、民間企業では2.3%、国・地方公共団体では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められている。

●身体障害（シントイショウガイ）

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の五つに分類されている。

●身体障害者手帳（シントアイショウガイシャテチョウ）

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

●重症心身障害者（ジュウショウシンシンショウガイシャ）

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者と呼んでいる。

●自立支援協議会（ジリツシエンキョウギカイ）

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

●精神障害（セイシンショウガイ）

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

●精神障害者保健福祉手帳（セイシンショウガイシャホケンフクシテチョウ）

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

●相談支援（ソウダンシエン）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

た行

●知的障害（チテキショウガイ）

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

●注意欠陥・多動性障害（チュウイケツカンタドウセイショウガイ）

注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常7歳以前に現われる。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろだが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

●特別障害者手当（トクベツショウガイシャテアテ）

重度の障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とし、身体または知的・精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される。

●特別児童扶養手当（トクベツジドウフヨウテアテ）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障害児であり、障害の程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障害の程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限がある。

な行

●難病（ナンビョウ）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（2013（平成25）4月1日施行）。

●ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

●発達障害（ハッタツショウガイ）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

●バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

●ピアサポート

障がい者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、問題の解明・回復に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病を抱えている方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマーク。県や市町村の窓口で配布している。

●ペアレントトレーニング

発達障がいの子どもの育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つ。(子どもの行動変容に焦点-応用的で専門的・専門家が必要)

●ペアレントプログラム

発達障がいの子どもの自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。(保護者側に焦点-地域の保育士・保健師・障害施設職員が実施できる)

●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

や行

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

●(宮城県)ゆずりあい駐車場利用制度

障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画(対象区画)の利用証を宮城県が交付する制度です。大郷町保健福祉課窓口でも交付可能。宮城県では平成30年9月3日から制度を開始しており、制度導入済みの40府県1市との間で利用証の相互利用(宮城県の利用証で、40府県1市の制度対象区画を利用)が可能。

ら行

●療育手帳(リョウイクテチョウ)

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

大郷町障害者福祉計画

第4次 障害者基本計画

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行元 大郷町 保健福祉課

住 所 〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

連絡先 T E L 022-359-5507

F A X 022-359-3287

